

託送料金を問うー原発のない社会をめざして (その8)

託送料金訴訟は控訴審敗訴を受けて
最高裁へ上告を行いました

私たちは、原子力事業者が負うべき賠償負担金と廃炉円滑化負担金を、国会での議決を経た法律ではなく、経済産業省の省令によって、託送料金に上乗せし、全国の新電力事業者とそれを利用する国民に負担させると決めたのは違法だと、国を相手とする行政処分取消の訴えを起こしました。

第一審（福岡地裁）では9回の審理があり、2023年3月に判決が出て、グリーンコープでんきが原告となることは認められました。

＜注＞行政訴訟は、訴えをした国民や事業者などが原告となれるか（原告適格をもつか）も大きな争点となり、その点は勝てたのですが。

しかし、訴えた行政処分取消は認められませんでした。これを控訴しました。控訴審（福岡高裁）は1～2回で審理終了となるのが多い中、6回の審理があり、“これは！”と期待される面もありましたが、本（2025）年2月の判決では、第一審と同じく私たちの訴えは棄却されました。

受けて、本年3月3日、私たちは、グリーンコープでんき・グリーンコープ共同体臨時理事会を開いて、議論した結果、この再考を求め、最高裁に上告することを判断しました。

5月2日に、最高裁への「上告理由書」及び「上告受理申立理由書」としてまとめ、それを裁判所に提出しました。

今号外で、「控訴審判決」と「上告理由書」全文を案内します。高裁はどんな判示をしたか、理事会はなぜ最高裁への上告を判断したか、最高裁に対して、原判決（一審判決を含む控訴審判決）がどう間違っているかを示そうとしたか、すべて組合員にそのまま届け、43万人組合員一人ひとりが自分で読んで、何かを考え、組合員間の意見交換に活用いただけたらと考えます。

控訴審第1回期日開廷前のアピール行動
2023年9月19日、第一審敗訴を受けて控訴への道のりの始まり。裁判所前の公園に弁護士をはじめ、共同体理事や組合員・市民が集結し、横断幕を手にし、アピール行動を行いました。



訴訟に至った経緯

今から9年前の2016年に電力全面自由化がはじまりました。私たちは、2011年の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の惨禍を受けて、その翌年に「グリーンコープでんき」を設立し、原発に頼らない再生可能エネルギーによる発電事業を開始してまいりました。この電力全面自由化を受けて、原発に頼らず、またCO₂フリーである電気の小売事業にも着手しました。

そうした新電力事業者が利用者に電気を届けるためには、大手電力会社が持つ送配電線を利用することになり、そのための費用（送配電事業費）を応分に「託送料金」として大手電力会社に支払うことになりました。

〔注〕2020年に電力完全自由化が実施され、大手電力会社は発電・送配電・小売への会社分割となり、現在は、たとえば九州電力送配電株式会社にこれを支払っています。

私たちは生命（いのち）を育む食べものをつくるために、その食べものに使われる原材料や製造プロセスを深く確かめていきます。それと同じように「託送料金」の中身を調べていきました。すると、送配電事業とは関係が無くても原子力発電に使われる費用（たとえば電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費）が「託送料金」原価に含まれている不条理を見つけた、それはおかしいので

はないかと、経済産業省や大手電力各社に話し合いを求めていきました。しかし、これらは、法律で決められていることを知り、おかしいと思う気持ちは拭えませんでした。が、それを変えてもらうことには至りませんでした。

そうしたところ、2016年秋、今度は「賠償負担金（東京電力福島第一原発事故の賠償にあてる費用）」と「廃炉円滑化負担金（全国の原子力発電施設の廃炉にあてる費用）」とを「託送料金」原価に上乗せしていくという検討が、経済産業省や大手電力会社ではじめられているという情報を得ました。しかも、それが国会で議決する法律としてではなくて、経済産業省令（経済産業大臣の命令）で施行されるというところが、その後の調べから分かってきました。これは本当におかしいのではないかと、それが実施されたら、その後、何でも「託送料金」への上乗せが当たり前になっていくのではないかと考えられました。経済産業省や大手電力会社にこれは踏みとどまってもらいたいと協議を何度も行いました。しかし、踏みとどまる意志を示していただけませんでした。そうした経緯を共有しつつ、これが実施された場合、司法の判断として取り消しを求めることも視野に入れて、このあと足かけ4年間、組合員検討を続けました。

共生の時代

みどりの地球を
みどりのままで

号外

■発行：一般社団法人グリーンコープ共同体理事会
■編集：共生の時代・編集部
■〒812-8561
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号
博多大博通ビルディング3階
TEL 092 (481) 7923
FAX 092 (481) 7876
<https://www.greencoop.or.jp/>

Contents

上告理由書 3～15

控訴審判決 16～19

2020年9月、とうとう、これが実施されました。私たちは、それに先立ち、会員生協総代会とグリーンコープ共同団体臨時総会で、この託送料金訴訟に踏み出すことを決議しました。そして同年10月、福岡地裁に対して「託送料金に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を含めてよい」とした経済産業省による行政処分を取り消してほしい、と訴えを起こしました。今から4年半前のことです。

最高裁で再考してもらいたいと考えた理由（1）

一つ目、司法は法を守り抜いてほしい、最高裁はその意味での一番と控訴審判決の誤りを正してほしい、ということですが、たとえば一例ですが、控訴審判決は、原子力損害賠償法で定める「事故害を起こした事業者が賠償責任を負う（3条）」政府は事業者が責任を負う額が措置額をこえるときに必要な援助を行うう

最高裁で再考してもらいたいと考えた理由（一）

一つ目 司法は法を守り抜いてほしい、最高裁はその意味での一番と控訴審判決の誤りを正してほしい、ということです

たとえば一例ですが

控訴審判決は、原子力損害賠償法で定める「事故を起した事業者が賠償責任を負う」（３条）の責任を負う（３条）。「政府は事業者が責任を負う額が措置額をこえるときに必要な援助を行う」



2020年10月15日「託送料金変更認可取消」を求め提訴したことを公表する記者会見のようす。マスコミ関係15名、弁護士4

(16条1項)を探り上げはしましたが、その判示は、「この規定をもつて、政府が賠償のために備えておくべきであつた資金の不足分を当然に補つてゐることになるとも解されない」とする一方で、経済産業大臣の命令でしかない経済産業省令が、この資金の不足分と決めたものを電氣の需要家(国民)に補てんさせることを「当然に補てんさせてよい」としてゐますが、法律よりも省令のほうが強くてよいのでしょうか。法を司る裁判所は「法律が優先されるべきだ」と言うべきであると、私は考えます。

こうした誤つた結論を導くため、原判決には次のようなことも書かれています。

「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害者の賠償のために備えるべきであつた資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害者の賠償の責めを負わせるものではない」。しかし、現に、国民は「そのお金を知らないうちに支払わされているの、この判決は、「原子力事業者がお金をどうやって集めるかの問題にすぎない」としているのです。法というものは、難しいとか難しくないとかいう以前に、ふつうに生きている社会一般の人々がもつてる感覚と通じていない

といけない、つまり、ふつうの人々が法に信頼を寄せられるものでないといけなく、私はこれは考えます。そのように考えたとき、福岡高裁がこのように書いた「法」を私たちは信頼することができて、は「法」に信頼を寄せられ、続けられるようになったとい、と考えます。

それに、私たちが生きるこの社会では、事業者がもし事故を起こしたらその事業者がその損害に対する責任を負い、事業に使用してきた施設の廃止や解体をするときは、その事業者が責任をもつてやるというのが、だれもが守つていく当たり前のルールです。そうであるのに、原子力事業だけに違つていて、原子力発電所の事故賠償はそうした責任もそうしなない、全国数多の原子力発電所の廃炉費用もそうしなないとする、これを「専門的・技術的な判断であるから、経済産業大臣に任せて、そう決めることが委ねられている」としてよいのでしょ。そうであるにもかかわらず、国民が考えて決めていくこと、つまり、そうするかしないかを「政策的・政治的な判断断であるのだから、国民が選ぶ国会議員が国会で議論して、法律で決めるべきこと」です。経済産業大臣が命令で決められる省令でこんなことを決めたら社会は歪みます。行政のこのした誤りを正すのが司法の役割です。

そうした意味で、これまで「法の文理 法律の

た省令は違法である」として、また「これは大臣の判断に委ねるならならぬ」として、原判決を覆した最高裁判例が、決して数ほど多くないもの、私たちに残されています。私たちは、さうした判例もよく紐解きながら、司法は法を守り抜いてほしい、最高裁にはその意味で原判決の誤りを正してほしい、ということを求めています。

最高裁で再考してもらいたいと考えた理由（２）

二つ目、もっとも多くの人がこうしたことを知っているために、大切な場とプロセスにならず、そうしたい、と考えられています。

私たちはいつも、福島県、滋賀県、大阪府、兵庫県、中国地方各県、沖縄県を除く九州各県にあるグリーンジョー生協の43万人の組合員の願いを考えています。そうした私たちは、何かこうしたことを知って、その何かについて考えていくとき、自分分は、ひとりの人間と組合員、ひとりの人間と心においていきます。

私たちはまた、電気の下を走るものでもない、生み出すものでもない、そうした廃電と小売の取組を始めて、この問題を知らないうちに知った省令の中で、ふ

うのか、どうしたいだろうか、いつも考えていた。そんな思いが広まってきました。いろんな考えとがでて、いろんな考えとが出会いをおして、社会の中に、何かが生まれきたり、変わったりしていたりするのだと思っています。

この（電力自由化のたまたま）を総代会や諮み出すこととしてからもう5年が経ちました。43万人の組合員にも移り変わりがあり、世の中もどんどん変わっています。そうした中で、こうした問題も、常々で、あらためて、たくさんの人々が知って、どうしたいかを考えていくことが大切だと思っています。その問題への理解や共感、それらに基づいた報道も第一番のときより、控訴審のほうが着実に多くなっています。

人々にこのことを知ってもらうこともさらに丹念に行っている、一人でも多くの人がこれを知りたいというように思っています。

最高裁で適切な判決をいただくまで

最高裁では、双方のやり取りは無く、国の反論があれば提出され、それが

原判決を取り消すが、そのうらなない間、早ければ半年ほどです。

私たちはその間、会員生協組合員やグリーンコープでんき利用者等での意見交換や検討を行うことと、再入札を取り組む新電力や応援をしてくる方々や報道機関へ情報を届け、最高裁が適切な判断に向かえる声が広がり、控訴審で意見書を提出してくれた大島堅一教授らが編集をされ、この問題のテーマとする論考の書籍を発刊されます

私たちのエリアだけでなく、東京での盛り上がりも期していきま

この訴訟の意義とめざすことをもう一度確認

この訴訟は、脱原発に向かう取り組みです。原子力発電に伴う負の遺産を、人に知られないように、それに責任を負うべき者ではなく、今を生きている国民と後代の子や孫たちにつけ回しな

だれがどこで何を決めていくのかという国民主権にかかわって、行政機関でしかできない経済産業省がこのような独断を続けることをさせないためのものです

国民の権利義務にかかわることを決めるのは法律です（憲法41条「国会は法律の最高機関であって国権の唯一の立法機関である」）。これは、グリーンコープの生命（いのち）

じものである。もちろん、私たちの訴えが果つて、賠償負担金を送料金に上乗せするのは間違つていゝとなり、それらが無くなつたならば、私たちは、今を生きる一人として、適切な情報開示と責任を負うべき者の責任が果たされたうえで、あの事故の賠償はどう果たされるべきか、全国50余基ある原子力発電施設の廃炉はどう果たされるべきかといったことを考えていくことになるでしょう。私たちがこれらを払いたくないと言つてゐるのではありません。そのような展望を心に置いて、送料金訴訟の最高裁判決に向かつてい

最高裁判所に提出した「上告理由書」の全文を掲載します。 ※幾点か補足等を入れます。

令和7年（行サ）第6号 行政上告提起事件
上告人 一般社団法人グリーンコープでんき
被上告人 国

上
告
理
由
書

2025年（令和7年）5月2日

日人代理人
 弁護士 小島 延夫
 弁護士 北古賀康博
 弁護士 篠木 潔
 弁護士 馬場 勝
 弁護士 福島 健史

第3 課題)とは無関係であること

第5点 判例令和二年6月30日民集74卷4号8000頁(泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決)に反すること 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金の原価に含ませるとの判断は、政策的観点からの判断であつて、それは経済産業大臣に与えられた権限を超えることを看過した重大な違法と憲法41条違反の違憲

最後に(総括)

電事業者の費用であること

(1) まず前提として、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用であるという点を再度、指摘しておく。

(2) 第一に、法令に記載された定義からして、「賠償負担金」は原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの(本件電気事業法施行規則45条の21の3第1項)とされている。そして、この損害賠償の責を負うのは、原子力損害賠償法という原子力事業

(5) 以上の通り、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用であるため、この点を再度、指摘しておく。

なお、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の徴収を提案した、経済産業省の平成29年2月の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の「中間取りまとめ」(乙37)においても「本来、発電部門の原価として回収されるべき

【目次】

第1点 最判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁に反し、文理解釈を誤った重大な法令解釈の違法と憲法41条違反の違憲

第2点 一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反した、重大な法令解釈の違反と憲法41条違反の違憲

第3点 立法趣旨を誤って解するという重大な法令違反（平成11年報告書「乙14号証」を誤って解釈し、法18条3項1号の「適正な原価」の趣旨を誤って理解したこと）と憲法41条違反の違憲

第4点 平成11年報告書のいう「公益的課題」の中にとし、賠償負担金や廃炉円滑化負担金が含まれるとした重大な法令解釈の誤り及び賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」だと解した重大な法令解釈の誤りと憲法41条違反の違憲

第1 平成11年報告書のいう「公益的課題」の内容についての解釈を誤り、平成11年報告書は賠償負担金や廃炉円滑化負担金を公益的賠償負担金（「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題と考えること」）と賠償負担金は「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではないにもかかわらず、そのよ

3 事業法18条3項1号の適正な原価が一般送配電事業を行うために必要な原価に限定される旨の主張に対し、原判決は「法18条1項・同条3項1号の文言によれば、一般送配電事業者が託送供給等約款において定める託送供給等に係る料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが要求されている」とは解されるが、その文言からして、「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されているとまで解することはできない。」とする（原判決8頁）。

※電気事業法18条3項

「経済産業大臣は、第1項の（託送供給等）約款、認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているとき認めるときは、同項の認可をしなければならない。

1号 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」

2 原判決の判示は、文理に反し、重大な違法があること

しかし、原判決の判示は、法18条1項、同条3項1号の文理に反し、その解釈を誤った重大な違法があり、また、憲法41条にも反している。

以下、具体的に主張する。

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は原子力発

ことは明らかである。

(3) 第二に、本件施行規則の章立てでもそのようになっている。

すなわち、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、本件施行規則の「第2章 電気事業」の「第2節 一般送配電事業」の中に規定されているのではなく、「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の次に「第5節の2 賠償負担金の回収等」「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設け、その中に「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」に関する規定が定められている。

このように、本件施行規則の章立てからも、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業のための費用であることがわかる。

(4) 第三に、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、一般送配電事業者が回収するものの、そのまま原子力発電事業者に渡されることとなる（本件施行規則45条の21の2第2項同45条の21の5第2項）。「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業者のための費用であるからこそ、一般送配電事業者のために使われるのではなく、全額原子力発電事業者にそのまま渡されるのである。

したがって、「賠償負担金」及び「廃炉円滑

を適用した事業者と他の事業者との公平な競争環境を損なうこととなる。」(乙37・24・25頁)と、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用であつて、送配電事業の費用ではないことが確認されてゐる。

4 法律の文理解釈上、法18条3項1号の「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されること

(1) 上記を踏まえ、法律の文理解釈上、法18条3項1号の「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されること」について詳述する。

(2) すでに引用した通り、原判決は「法18条1項・同条3項1号の文言によれば、一般送配電事業者が託送供給等約款において定める託送供給等に係る料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが要求されているとは解されないが、その文言からして、適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されているとまで解することはできない」といふ(原判決8頁)。

しかし、注意しなければならないのは、法18条3項1号が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と規定していることである。この条文の記載からして、ここでのいう原価は、

損 益 計 算 書			
2023年4月1日から 2024年3月31日まで			
九州電力送配電株式会社		(単位 百万円)	
費 用 の 部		取 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	647,264	営業収益	698,576
電気事業営業費用	647,185	電気事業営業収益	698,446
水力発電営業費用	265	電力料	9,358
火力発電営業費用	31,632	電力料	20,827
新エネルギー発電営業費用	357	地熱発電営業収益	11,773
地熱発電営業費用	13,672	他社販売電力料	89,607
他社購入電力料	166,096	託送配電収益	536,688
送電営業費用	87,597	事業間損益	4,073
変電営業費用	38,650	電気事業収益	26,117
配電営業費用	151,257		
販売営業費用	23,573		
一般管理費	84,946		
賠償負担金相当金	5,986		
廃炉円滑化負担金相当金	6,228		
電源開発促進税	30,434		
事業	6,483		
電力費振替勘定(貸方)	7		
寄事業営業費用	78	附帯事業営業収益	130
見守りサービス事業営業収益	78	見守りサービス事業営業収益	130
営業利益	51,312	営業外収益	1,896
営業費用	11,690	財務収益	112
財務費用	10,171	受取配当金	81
支払利息	10,171	受取配当金	30
固定資産売却損失	1,528	事業外収益	1,774
固定資産売却益	47	固定資産売却益	306
経常利益	1,480	当期経常収益	1,468
経常損失	658,963	当期経常収益	700,463
経常利益	41,499		
当期経常利益	41,499		
法人税等	13,796		
法人税等	15,473		
法人税等	1,676		
当期純利益	27,703		

「料金」の原価を指すことが、明確である。そして、法18条3項は、同条1項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」、すなわち託送料金についての基準を定めるものである。したがって、法18条3項1号という「料金」とは、同条1項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」を指すことも、条文上明確である。

以上からすれば、文理上、法18条3項1号は「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」とも読み替えることができ、法18条3項1号の「原価」は、「一般送配電事業に係る料金」の意である。

したがって、法18条3項1号は、「一般送配電事業に係る料金」の意である。したがって、法18条3項1号の「原価」とは、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に必要な原価」すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」でなければならない。

5 最判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁に照らしてみても、原判決の判断は誤っていること。

(1) 以上みてきたように、法18条1項及び同条3項1号の文言を素直に読むと、同号という「原価」とは「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に必要な原価」すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」でなければならない。

したがって、原価計算基準その他の会計原則は、平等原則・比例原則などと同様に、慣習法・一般原則として、18条3項1号の適正な原価を法的に制約するものである。その点は、会社法431条、金融商品取引法193条によっても規定されているところである。

原判決は、この点、電気事業法に明文の規定がないことをもって、それに従う必要がないとするが、それは、慣習法・一般原則としての、原価計算基準その他の会計原則による法的制約が存在することを完全に看過するものである上、会社法431条、金融商品取引法193条という明文の法律の規定にも反するものである。

3 本件算定規則の通りとすることは、一般送配電事業の固有のコストではない賠償負担金(相当金)及び廃炉円滑化負担金(相当金)という原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の経費とすることになり、これは、本来なされるべき会計と全く異なる会計がなされ、会計原則の根幹を揺るがす重大な違法であること。

さらに、本件算定規則の通りとすることは、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすることである。本件の場合、本件の場合の賠償負担金(相当金)及び廃炉円滑化負担金(相当金)という原子力発電事業者の費用を、送配電事業の経費とすることになる。これは、会計原則の根幹を揺るがすことである。

賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業者によって、小売電気事業者などの託送供給の相手方から徴収され、そのまま、原子力発電事業者に払い渡されるものである。したがって、本来、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、預り金として入金し、預り金の払い出しとして、原子力発電事業者に払い渡されるとするのが相当である。その場合、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、売上(収益)にも経費(費用)にもならないので、損益計算書上には計上されない。

ところが、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金についての本件算定規則4条2項は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金という、原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の「原価」として整理することを求めるものである。より具体的に

あると解される。そして、法18条3項は同条1項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金」、すなわち託送料金についての基準を定めるものであるから、法18条1項は同基準を満たさないもの、つまり同条3項各号の基準に適合しないものを託送料金に含めることを許容していない。

したがって、法18条3項1号という「原価」、すなわち「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給」に必要な原価(一般送配電事業を行うために必要な原価)以外のものを「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給」の料金に含めることは、文理上できないこととなる。

(2) この点について、原判決は「経済産業大臣が経済産業省令において法18条3項1号の「適正な原価」の算定方法を具体的に定めるに当たって、託送料金の仕組みを利用した回収スキームを前提に「電気」の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることも、法の委任の趣旨の範囲内のものでして許されると解するのが相当である。」としている(原判決10頁11頁)。

しかし、「一般的に「原価」とはその事業を営むために必要な費用のことであり、法18条3項1号にいう「原価」とは一般送配電事業を営むために必要な費用のことをいうのであるから、「一般送配電事業を営むために必要な費用であるかどうかを問わず」原判決のように「電気」の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を原価に含める」とすることは、「一般的用語の「原価」及び法18条3項1号の「適正な原価」の文言から明らかに脱逸するものである。

実際、貸金業の規制等に関する法律施行規則15条2項の法適合性が問題となった最高裁判例では(最判平成18年1月13日・民集60巻1号1頁、「貸金業」の規制等に関する法律)18条1項が、貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、同項各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならぬ旨を定めているのは、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るためであるから、同項の解釈にあたっては、文理を離れて緩やかな解釈をすることは許されないとすべきである。」と判

示し、貸金業法18条1項を文理に照らして解釈している。そして、この判断の根拠には、みなし弁済規定の適用要件については嚴格に解釈すべきであり、17条書面及び18条書面の必要の記載事項が記載されているか否かについては、条文に忠実にいわば形式論で判断すべきであり、一つでも記載が欠けていたり、記載内容が不十分な場合に、それによって債務者に不利益が生じないかどうかという実質論で判断することは許されない。法の委任の範囲内か否かについても、実質論によるのではなく、文理に忠実に判断すべきという観点から判断されたものと解されている(同調査官解説参照)。

しかも、本件施行規則45条の21の2及び本件施行規則45条の21の5により、接続供給の相手方である小売電気事業者は賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金の払渡義務を負うため、法18条3項1号は本件託送料金算定規則4条2項と相まって小売電気事業者の権利利益に重大な影響を及ぼすものとなるのであるから、小売電気事業者の権利利益の擁護の観点から、法18条3項1号の解釈は明確かつ一義的でなければならない。

※託送料金(一般送配電事業託送供給等約款料金)算定規則4条2項

「一般送配電事業者は、営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない」と

6 小括

以上述べたところより、法18条3項1号の適正な原価は「一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されるところ」である。原判決は「その文言からして、適正な原価が一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されているとまで解することができない」としているのである。つまり、原判決には法18条1項、同条3項1号の法解釈を誤った重大な違法があり、憲法41条に反している。

また、法18条3項1号の適正な原価は一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されることと解すべきであるにもかかわらず、原子力発電事業者の費用である賠償負担金や廃炉円滑化負担金を法律の改正なく小売電気事業者に負担させることは、法律による行政の原理に反し、憲法41条に反するものである。

第2点 一般原則・慣習法としての原価計算基準

的には、一般送配電事業者の「営業費」として、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を算定することとを求めている。

そうである以上、一般送配電事業者は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を「会計上」「原価」または営業費として整理するはかなくなる。そうすると、一般送配電事業の「売上」でもない託送供給の相手方からの「賠償負担金相当金又は廃炉円滑化負担金相当金」の入金を「託送料収益」として「収益(に計上し、経費(費用)でもない(賠償負担金(相当金)として計上する)」こととなり、それに沿って、損益計算書その他の計算書類が作成されることとなる(甲48・九州電力送配電株式会社・第5期決算公告・損益計算書)。

現に、九州電力送配電株式会社・第5期決算公告・損益計算書(甲48)では「賠償負担金(相当金)や廃炉円滑化負担金(相当金)」が、「営業費用」の中の「電気事業営業費用」として計上されている。他方、託送供給の相手方からの「賠償負担金相当金又は廃炉円滑化負担金相当金」の「電気事業営業収益」の中の「託送料収益」に含まれている(上の表及び甲48・九州電力送配電株式会社・第5期決算公告の「損益計算書」)。

会計原則は、その事業の原価が何かを公開し、需要家・株主その他の関係者が識別可能な状態にし、公正さを保つたものである。とりわけ、電気事業の企業会計は、電気という公共サービスを提供する企業の正確な財務状況を表示し、株式市場・債券市場・労働市場・電力市場などの参加者をはじめ、電力消費者や地域住民といったさまざまな利害関係者に、意思決定をおこなうための基礎情報を提供するものである。ところが、前述の通り、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金のような原子力発電事業者の費用を、一般送配電事業の「原価」ということにすると、原子力発電事業者の費用が、一般送配電事業者の費用として、決算書類上整理されてしまふことになる。これでは、有価証券報告書その他の計算書類(会計書類)に期待される機能は果たせなくなる。

以上の通り、今回の省令改正によって、本来なされるべき会計と全く異なる会計が、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、なされることとなるのであって、会計原則の根幹を揺るがすものであって、重大な違法であり、会計原則違反となり、一般原則・慣習法としての原価

他の会計原則に反し、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反した、重大な法令解釈の違反と憲法41条違反の違憲

1 原判決の判示

上告人の「法18条3項1号の適正な原価が原価計算基準に従って算定された原価でなければならない」と主張するが、原価計算基準により原価と認められないものを適正な原価に含めることを禁じているとは解されない。」とする(原判決14頁以下)。

2 原価計算基準その他の会計原則は、平等原則、比例原則などと同様に、企業会計については慣習法・一般原則として18条3項1号の適正な原価を法的に制約するものであり、その点は、会社法431条、金融商品取引法193条によっても規定されていることである。」

しかし、第一に、原価計算基準その他の会計原則は、その経緯から、英米法的な慣習法としての効力を持つものとして、企業における会計の慣行のうちから一般に公正妥当と認められるところを要約して設定されたものである。そのため、原価計算基準その他の会計原則は慣習法として位置づけられ、旧商法32条にいう「公正なる会計慣行」として適用されることになる(甲42・37頁38頁)。

現行の会社法431条においても「株式会社等の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとすること」規定されており、企業における会計は原価計算基準その他の会計原則に従うべき法的義務を負うことになる。

また、金融商品取引法193条は、「貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない」と明確に規定している。

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則が依拠する電気事業会計規則も「一般に公正妥当であると認められる会計の原則によって会計

計算基準その他の会計原則、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反する重大な法令違反となり、憲法41条に反するものとなる。

4 電気事業法の料金の原価という用語と原価計算基準

原判決は、「原価計算基準により原価と認められないものを適正な原価に含めることを禁じている」とは解されない。」と判示している。電気事業法の料金の原価という用語と原価計算基準の関係について、一言触れておきたい。

法18条3項1号にいう「料金の原価」という用語は、他の公共料金制度である、水道事業、鉄道事業、バス事業などにおいて、同様に規定されている。

水道法(昭和32年法律第177号)14条2項1号「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正なものであること。」

鉄道事業法(昭和61年法律第92号)16条2項「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。」(法制定時のもの)。

道路運送法(昭和26年法律第183号)8条2項「能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。」(法制定時のもの)。

以上の通り、政府の認可を要する公共料金については、「適正な原価」を補償する旨の定めがあることが多い。その場合の「適正な原価」とは、一般に公正妥当な原価計算にしたがって計算された原価、すなわち、「原価計算基準」に準拠して計算された原価ということと考えられている(甲42・41頁から42頁、甲44・9頁も同趣旨)。

以上からすると、一般的な企業会計上の原則に加え、特に独占的に料金が決定されている、公共料金については、「適正な原価」とは、一般に公正妥当な原価計算にしたがって計算された原価、すなわち「原価計算基準」に準拠して計算された原価ということと考えられていた。

原判決の「原価計算基準により原価と認められないものを適正な原価に含めることを禁じている」とは解されない。」との判示は、こうした、会計学界の支配的見解を完全に無視し、独占事業における料金認定についての基準としての原

価計算基準の規範性についての理解を誤るものである。

5 小括

以上の通り、原判決は、電気事業法に明文の規定がないことをもって、公正なる会計原則の一つである、原価計算基準を完全に無視していいとした点で、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反する重大な法令違反となり、憲法41条に反している。

その上、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすること、すなわち、賠償負担金(相当金)及び廃炉円滑化負担金(相当金)という原子力発電事業者の費用を、送配電事業の経費にするという取り扱いを定めた点で、その違法の程度は、著しい。

これは、原子力発電事業者の費用という、一般送配電事業の固有のコストではないものを「一般送配電事業者の費用」として、決算書類上整理してしまうこともある。これでは、株式市場・債券市場・労働市場・電力市場などの参加者をはじめ、電力消費者や地域住民といったさまざまな利害関係者に、意思決定をおこなうための基礎情報が提供できず、会計原則の根幹を揺るがす問題を発生させる。

原判決は、こうした点を完全に看過するものであって、その法令解釈の誤りの重大さや憲法違反の程度は極めて著しいものである。

第3点 立法趣旨を誤って解するという重大な法令違反(平成11年報告書(乙14号証)を誤って解釈し、法18条3項1号の「適正な原価」の趣旨を誤って理解したこと)と憲法41条違反の違憲

1 原判決の判示

原審は、法18条3項1号の「適正な原価」の意義を検討するにあたり、電気事業審議会基本政策部会によって取りまとめられ、平成11年1月21日に公表された、電気事業審議会基本政策部会報告(乙14(以下「平成11年報告書」という。))について、

・平成11年報告書では、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティの確保や環境保全などの公益的課題が示され、託送供給制度の導入後にも全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担を公平に負うことを原則とする旨が記載されている。託送供給制度の下で需要家が公益的課題に必要な負担を負うとは、託送料金を通じて需

要家が公益的課題に必要な費用を負担することを意味するものと理解される。

平成11年報告書の上記記載は、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係を前提に、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」につき託送料金を通じて回収することを提言する趣旨に解される。

このような法の改正経緯や立法過程における議論等に照らすと、法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」につき託送料金の仕組みを利用した回収スキームを想定していたといふべきであり、その後の法改正時の議論状況を踏まえても、その想定に変化が生じたとは認められない。

したがって、原判決を引用して説示したとおり、経済産業大臣が経済産業省令において法18条3項1号の「適正な原価」の算定方法を具体的に定めるに当たり、託送料金の仕組みを利用した回収スキームを前提に「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることも、法の委任の趣旨の範囲内のものとして許されると解するのが相当である。

2 平成11年報告書(乙14号証)の上記記載は、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言したものでないこと

※平成11年報告書
電力自由化の開始にあたり、託送供給制度を定めた報告書

(1) 平成11年報告書についての記載内容

しかしながら、原判決が指摘する平成11年報告書(乙14号証)の上記記載(全て需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担を公平に負うことを原則とする旨)は、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言したものでない。

したがって、この点において原判決は、重大な事実誤認をしており、その事実認定には経験則違反及び憲法違反が存在する。

の具体的設計」3「託送制度について」(2)「託送ルールの在り方」④「公益的課題達成のための必要事項について」

「公益的課題のうち、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティの確保や環境保全に関する事項については、いずれもネットワークを保有する電力会社の給電指令によって担保されるものである。すなわち、供給信頼度の確保については、発電と送配電の一体的な形成およびその運用が必要であり、これを担うのは電力会社である。また、エネルギーセキュリティおよび環境保全の確保については、これを達成できるよう原子力・水力などの開発・運用を行う必要がある。これについても電力会社の給電指令によって担保されるものである。

すなわち、供給信頼度の確保については、発電と送配電の一体的な形成およびその運用が必要であり、これを担うのは電力会社である。また、エネルギーセキュリティおよび環境保全の確保については、これを達成できるよう原子力・水力などの開発・運用を行う必要がある。これについても電力会社の給電指令によって担保されるものである。

以上のことから、利用者は託送利用に当たって電力会社の給電指令に従う必要がある。例えば以下の事項について、新規参入者が遵守することが適当である。

・給電計画の提出に関する事項(系統安定上の要請)

・同時同量に関する事項(系統安定上の要請)

・事故、緊急時における優先給電指令に関する事項(系統安定上の要請)

・水力・原子力などの供給確保に関する事項(セキュリティ及び環境保全上の要請)

④ 9頁4「公益的課題との両立の方策について」
「このためには、行政、ネットワークの形成・運用を行う主体としての電力会社、供給事業者及び需要家が適切に役割を分担する必要がある。

第1に、平成11年報告書には「託送供給制度において、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収する」ことを明示的に提言している記述はない。

第2に、平成11年報告書は、託送料金についての原則として「託送コストの公正回収原則」(第一原則)と「事業者間公平の原則」(第二原則)のみを定めており、そこに「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されていない。

第3に、平成11年報告書では、公益的課題への対応は、電力会社(当時の一般電気事業者)からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことをもってなされるとしている。

以上の通り、平成11年報告書では、公益的課題への対応の必要性は触れられているものの、それに対する対処方針として記述されているのは、給電指令及び同時同量などの給電ルールに新規参入者が従うというルール設定のみである。

託送料金については、託送コストの公正な回収のみが記述されている。つまり、一般送配電事業の費用以外の費用を託送料金として回収しないといわれていたのである。

以上の通り、平成11年報告書では、託送料金において公益的課題に要する費用を回収することは記述されておらず、想定もされていなかった。

この点は、当時、政府の審議会の委員としてこの報告書の作成に関与した、八田達夫氏も「平成11年当時から、需要家は託送料金を通じて必要な負担を公平に負うべきことが確認されていた」事実はない。この点の国の主張は、全くの誤りである。」としている(2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・22頁から23頁まで)ことから明らかである。

それにもかかわらず、原判決は、「全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担」(上告人にて太字・下線)を、「託送料金を通じて需要家が公益的課題に必要な費用」(上告人にて太字・下線)という、費用について論じたものと誤解したのである。

平成11年報告書は、「明確に、「負担」と「費用」を使い分けており、「公益的課題に要する費用を託送料金で回収すると述べていない」。原判決は、この点において経験則に反した事

ここでは、送配電のコストを超えたコストについて、費用負担させることは想定されていない。

3 平成11年報告書に基づく「託送料金」の範囲「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は「託送料金」に含まれないこと。

平成11年報告書は、電気事業法改正による部分自由化の開始と、電力市場における競争導入の必要性、さらには国際競争力や環境対応といった政策的要請を背景として、競争原理の導入と電気事業の公益的機能との調和を図る制度設計の方向性を提示する目的で作成された。

すなわち、同報告書は、第一章の「2」において「更なる競争導入による効率化の追求」とのタイトルを掲げ、冒頭以下のように述べている。

近年の電気事業を巡る状況には、大きな変化が見られる。すなわち、産業活動の基盤的要素である金融、物流、エネルギー、情報通信などに関する高コスト構造の是正が我が国の経済構造改革の主要課題として認識されている中で、電気事業についても更なる効率化が要請されている。(上告人にて太字・下線)

その上で、3つ下の段落において、以下のよう

に述べている。
以上のような状況変化の下では、更なる競争導入による効率化の追求と公益的課題への対応の最適な組合せについて再度検討する時期に來ていると考えられる。(上告人にて太字・下線)

そして、同章の最後に、以下のようにまとめた。
以上のような理由により、我が国においては部分自由化を軸に電気事業制度改革を行うこととすると、制度設計に当たっては、以下の3つの原則により行うことが適当である。

第一に、経営の自主性を最大限確保し、行政の介入を最小化することである。(上告人にて太字・下線)
第二に、対等かつ平等な競争を確保することである。電力会社と新規参入者が、ともに供給信頼度の維持などに必要十分な責任を負いながら対等の条件で競争すること、そして、この対等競争が規制強化とならず透明かつ公正

実認定を行っている。

(2) 平成11年報告書の関連する記述

なお、平成11年報告書において、公平な負担に触れられているのは、以下の5カ所である。これらを見てみると、この中で論じられている「負担」とはあくまで給電指令に従うことでの「電気の利用制限に従うことであって、金銭的な負担をする「費用」のことではない。原判決が「負担」を「費用」と読み替えたことは、平成11年報告書から導かれるものではない。誤った経験則による事実認定に基づいて、立法趣旨を誤って解したものである。

① 2頁「はじめに」(4)

「制度設計に当たっては、ユニバーサルサービスの達成、供給信頼度の維持、原子力利用の推進等エネルギーセキュリティ・環境保全の観点からの適切な電源構成の確保などの公益的課題と両立することを前提として、必要な制度的対応を講ずる。その際、このために必要な負担はすべての需要家が公平に負うことを原則とする」

② 3頁4頁 第一章「新たな電力システムを検討するに当たっての基本的な考え方」2「更なる競争導入による効率化の追求」

「他方、部分自由化については、自由化された部分の競争による電気事業全体の効率化の効果をいかに需要家に行き渡らせるかの検討が必要となるものの、部分自由化の範囲にもよるが、ユニバーサルサービスは現状どおり維持することが可能である。また、新たな市場参加者の数が限定されていることから、供給信頼度維持のためのシステムやルール設定についても比較的容易と考えられる。さらに、エネルギーセキュリティ・環境保全のための望ましい電源構成についても、その主要な担い手となる電力会社の需給見通しの確実性が確保されやすく、電力会社を中心とする自主的な取組みとこれに対する需要家の公平な負担による支援等より柔軟な対応が可能となろう」

③ 8頁 第二章「制度設計の概要」第一節「小売分野における部分自由化

であることを前提とした送電線の利用に関するルールなどの諸制度によって有効な競争となることが求められる。(上告人にて太字・下線)

(注 この報告書がここで言っている「電力会社」は、現在の旧一般電気事業者系の発電事業者のことであり、新規参入者は、それ以外の発電事業者のことである)

第三に、全需要家へ効率化の成果を行き渡らせることである。

以上の結果、同報告書では、小売自由化に伴い新規の発電事業者に送電ネットワークを開放することとしたので、送電ネットワークの利用にかかる費用の回収スキームが必要となったことを背景として、平成11年報告書は、ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を確保するためには、ネットワークの利用に関するルールを、透明で客観的なものとして定めることが必要である。このルールがいよいよ確る託送制度である。(同報告書・7頁)

と託送制度の必要性を指し、そのうち、託送料金については、「託送コストの公正回収原則」「事業者間の公平の原則」の二つを柱として料金の制度設計を行うべきことを示した。

第1原則…託送コストの公正回収原則

託送料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的にかつ明確に特定した上で、そのコストを適正に回収することが必要である。(8頁)

第2原則…事業者間公平の原則

託送料金は、ネットワークの所有者・運用者である電力会社、供給区域外の電力会社、新規参入者について「同一」であることが必要である。(8頁)

そして、平成11年報告書をまとめる過程では、託送料金に「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が含まれるという議論はなされていない。

特に、一部の発電事業者に要するコストを、託送料金に含ませて徴収することとなると、その発電事業者を優遇することになり、託送料金は、新規参入者との間で平等ではなくなり、第2原則に反することになる。

平成11年報告書は、託送料金制度の創設にあたって、その制度の趣旨として、託送料金制度における、公正さ・透明性が必要なことが競争との関係で述べられており、ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を阻害することになるので、同報告書においては、否定されている。

以上からすれば、特に、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を「託送料金」に含めて回収するとすることはそもそも想定されていない。まして、一部の発電事業に關するコストを、託送料金に含ませて徴収することは、ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を阻害することになるので、同報告書においては、否定されている。

その点で、本件で問題となっている、一部の発電事業者（原子力発電事業者）のコストである、賠償負担金や廃炉円滑化負担金までも「公益的課題」に含めることを念頭にした「平成11年報告書において、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金に含めて回収することを提言する趣旨が記載された」との原判決の判示は、平成11年報告書を誤読し、誤解し、託送料金制度の趣旨を誤って解しているものであって、その判断には、経験則に反するという、重大な法令解釈上の違法及び憲法違反がある。

4 小括

以上のとおり、原判決は、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解し、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれるとした点で重大な誤りがある。

平成11年報告書は、そのような費用の託送料金による回収を提言した事実はない。

これは、託送料金制度の制度趣旨を誤って解するという重大な法令違反である。したがって、原判決には、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤って理解した点で、経験則に反した事実認定をし、誤った法令解釈をしており、重大な法令違反及び憲法41条違反が認められる。

5 そもそも、平成11年報告書において、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれていたという議論すら、平成29年4月の国会での経済産業大臣の答弁において、初めて現れた主

張であること

（1）平成29年4月の国会での経済産業大臣の答弁において、初めて現れた主張

さらに経過を正確に分析すると、経済産業省の国会での答弁・報告書などにおいて、「平成11年報告書において、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用が託送料金に含まれていた」との主張自体、平成29年4月の国会での経済産業大臣の答弁までされたことがなかった。

すなわち、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案を審議する平成29年4月12日衆議院経済産業委員会において、「公益的な費用だから」ということで追加するとしたら、この送配電網の託送料金にどんどん追加される：託送料金に今後も追加する上でのルールや歯どめというのはしっかりとやっているんでしうか。」という落合委員の質問に対し、経済産業大臣が以下のように答弁した。（乙33・17頁）

全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるというので、当時、審議会で議論をしていただいた（A）、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていた（B）。

これが、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる」という議論が、平成11年の報告書に先立ってなされ、平成11年報告書でそうしたメカニズムが入れられた」という主張がされた最初の機会である。

第一に、この答弁では、「そういった費用が取れなくなっていく可能性があるということ」で、当時、審議会で議論をしていた」として（上記A）が、そうした議論はされていない。

経済産業大臣が指す「そういった費用」とは、原子力発電の設置コストや事故が起きた時の賠償負担金などを対象としているが、平成11年当時、経済産業省及び電力会社（当時の一般電気事業者）は、原子力発電は、多額の賠償負担が生じよう事故が発生することはないとし、また、原子力発電は安い発電

とからも明らかである。

「これについては必要に応じて検討していく」ということでございます」としているところから、少なくとも、平成25年から平成26年の時点では、「平成11年報告書において、電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用が託送料金に含まれていた」ということは矛盾する内容が、経済産業省の事務局作成資料や国会答弁で述べられているのである。

ちなみに、第一審判決においては、「第2事案の概要」「3 前提事実」の「別紙3」の「前提事実」「1 託送供給等に関する制度」「(2) 託送供給制度及び託送供給約款認可の仕組みについて」「ア 託送供給制度」「ア 託送供給制度について」の「d」において、電力システム改革小委員会は、総合資源エネルギー調査会（経済産業大臣の諮問機関）の下に設置され、その作業部会である制度設計ワーキンググループにおいて、小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独断的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気的全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討し、小売全面自由化後の託送制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との提言をした（乙20「33頁」）と記載し（上告人に「太字・下線」、さらに、同「e」において「上記dのような専門家の意見も踏まえ」と記載した（上告人にて太字・下線）が、乙20号証は、その体裁からして事務局が作成した、事務局提出資料にすぎず（乙20号証は、「事務局提出資料」と記載している、「提言をした」事実もなければ、そのような「専門家の意見」が出された事実もない（経済産業省のホームページの記載（甲24号証）。この点は、原判決においても、第一審判決の誤りを認め、「提言をした」との点「専門家の意見」との点はいずれも削除されている。

4 小括

以上の通り、経過を正確に見れば、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金ともに、経済産業省としても、発電事業者が負担すべき費用であることが認識され、これを託送料金で回収することは、発電事業者間の公平な競争を害

であると盛んに宣伝しており、原子力発電の設置コスト・廃止コストや事故が起きた時の賠償負担金などが課題となることを全く想定していなかった。そうした想定がない以上、その点を議論するともあり得ないし、実際、そうした議論もされていない。

その点は、平成11年報告書をみても明確である。平成11年報告書のどこをみても、原子力発電の設置コスト・廃止コストや事故が起きた時の賠償負担金は議論されていない。

第二に、託送料金で回収するというメカニズムを入れていた（上記B）という事実もない。そもそも議論もされていないのだから、「託送料金で回収をするというメカニズムを入れた」事実などあり得ないが、すでにみたように、平成11年報告書では、託送料金についての原則としては「託送コストの公正回収原則」（第一原則）と「事業者間公平の原則」（第二原則）のみを定めている（乙14・8頁）。

そこに「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されていない。公益的課題への対応は、平成11年報告書では、託送料金について規定する項目とは別の「④ 公益的課題達成のための必要事項について」（同報告書8頁）という項目に記載されている。そこに記載されていることは、電力会社（当時の一般電気事業者）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことである。

電力自由化は、従来、同一社内で行なっていた発電事業に対する指令を外に出すことになり、それは、外部の発電事業者に対する給電指令を出すとともに、需要家に対しても需要調整をお願いすることになる。自由化が進行すると、市場ルールで一定程度需給調整が図れるようになるが、それでも、給電指令による調整は必要である。電力自由化をする以上、給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことは、需要家が負うべき当然の負担である。平成11年報告書が想定している「公益的課題」とはその範囲であって、これまで見たように、廃炉時のコストや事後的に発生した賠償負担金などはその範囲の中に想定されていない。

したがって、平成11年の時点で、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていた（上記B）という事実も認められない。

以上の通り、平成29年4月12日衆議院経済

するおそれがあることも認識されていた。

他方、平成29年4月の経済産業大臣の答弁までは、「平成11年報告書の時点で、託送料金制度の制度趣旨に、電気的全需要家が公平に負担すべき費用は託送料金で回収できる仕組みとされていた」との認識でもなかったのである。

平成29年4月の経済産業大臣の答弁に至る過程で、誰かが、事実に対するストーリーを作り上げた可能性がある。丁寧に事実をわかったはずのものである。法律家として、そのようなレベルの誤りがなされたことは極めて残念である。原判決のこの誤りは重大であり、正されなければならない。

第4点 平成11年報告書のいう「公益的課題」の中点、賠償負担金や廃炉円滑化負担金が含まれるとした重大な法令解釈の誤り及び賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」だと解した重大な法令解釈の誤りと憲法41条違反の違憲

第1 平成11年報告書のいう「公益的課題」の内容容についての解釈を誤り、平成11年報告書は賠償負担金や廃炉円滑化負担金を公益的課題と考えていないこと

1 平成11年報告書に基づく「公益的課題」の内容

（1）原判決の判示

原判決は、電気事業法18条3項1号にいう「適正な原価」の解釈にあたり、平成11年報告書の記載を根拠として「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」は託送料金の原価に含まれるとの解釈を展開した上で、賠償負担金や廃炉円滑化負担金もかかる「公益的課題」に含まれると解し、これらの費用が託送料金原価に含まれることは法の委任の趣旨の範囲内にあると判断する。

（2）平成11年報告書は、そもそも、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を公益的課題と考えていないこと

すでにみたように、平成11年報告書は、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を、託送料金の原価に含まれるなどといったことは一言も言っていないし、法18条1項、同条3項1号の文理解釈からもそのような解釈はできな

産業委員会における、経済産業大臣の答弁において述べられた、平成11年当時、「そういった費用が取れなくなっていく可能性がある」ということで、当時、審議会で議論をしていただいた事実も、「託送料金で回収をするというメカニズムを入れていた」事実も存在しない。

この「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるというので、当時、審議会で議論をしていただいたで、当時、審議会で議論をしていただいたで、（A）、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていた（B）」という経済産業省の見解が明確に示されたのは、この平成29年4月12日の国会答弁が初めてである。

（2）平成29年2月の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の「中間取りまとめ」（乙37）においては、平成11年報告書の段階からそれが予定されていたとの記述はなく、逆の記述があること

その直前の、平成29年2月の電力システム改革貫徹のための政策小委員会の「中間取りまとめ」（乙37）において、平成11年報告書の段階からそれが予定されていたとの記述はない（乙37・21頁参照）。

むしろ、「中間取りまとめ」（乙37）では、賠償負担金について、「本来、発電部門の原価として回収されるべき過去分について、託送料金の仕組みを通じて広く全需要家に負担を求めるに当たっては、その額の妥当性を担保する措置を講ずる」「原子力に関する費用について、託送料金の仕組みを通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者に対し、他の事業者に比べて相対的な負担の減少をもたらすものである。このため、競争上の公平性を確保する観点から、（中略）一定の制度的措置を講ずるべきである。（乙37・21頁）など」と（平成11年当時から予定されていた」ということは矛盾することが記述されている。

また、廃炉円滑化負担金についても、「発電、送配電、小売の各事業が峻別された自由化の環境下で、発電に係る費用の回収に託送料金の仕組みを利用することは、原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するために講ずる例外的な措置と位置付けられるべきである。」「発電に係る費用

い。また、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすることは、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法431条、金融商品取引法193条にも反するものである。

以上からして、そもそも、公益的課題のための費用であっても、それが一般送配電事業の固有のコストでない限り、託送料金の原価にすることはできない。

しかし、そもそも、賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、平成11年報告書において、公益的課題と考えられていない。原判決は、その点でも解釈を誤るものである。以下詳述する。

（3）平成11年報告書における公益的課題

平成11年報告書は、電力小売自由化の制度設計にあたって、競争導入と並立すべき「公益的課題」として、以下の3点を掲げることになる。

- ・ 供給信頼度の確保
- ・ エネルギーセキュリティの確保
- ・ 環境保全への対応

これらはいずれも、報告書において明示された「公益的機能」として、自由化制度の枠内で電力会社の給電指令や送配電ネットワーク運用を通じて担保されるべき課題とされているものである（23頁）。

原判決は、報告書に「公益的課題」の例示としてこれら3点が示されていることをもって、将来的に発生するあらゆる社会的課題を託送料金原価に含めることができる」との一般原則が示されていると解している。しかしながら、報告書にはそのような規範的定義や制度拡張を許容する記載は一切存在せず、具体的に対象としているのは上記の3類型に限定されている（23頁）。

そもそも平成11年報告書は、発電事業者に送電ネットワークを開放することになったため、送電ネットワークの利用にかかる費用の回収スキームが必要となったことを背景として託送料金制度の必要性を指し、「託送コストの公正回収原則」「事業者間の公平の原則」の二つを柱として料金の制度設計を行うべきことを示したように、あくまで託送制度にかかわる料金を念頭に提言している。原判決は、それを超えて、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言するとまで解釈するが、このような解釈

は、報告書の文言及びその作成経緯から直接導かれなければならないものであって、そのように読み込むことは、報告書自体の提言の範囲を超えるものであり、その限界を無視した裁判所による恣意的な解釈にはかならない。

また、平成11年報告書には、原子力発電所事故に起因する損害賠償費用や、政策的判断に基づく廃炉費用といった個別かつ後発的な支出（いわゆる制度外・事後的費用）について、これを「公益的課題」として託送料金原価に組み入れるべきとする記載は一切存在しない。

したがって、これらの費用を公益的課題に含めることが報告書の趣旨に沿うとする原判決の論理は、報告書の記載に基づかない独自の価値判断によって法の委任趣旨を拡張するものであり、法令違反及び憲法41条違反の誤りがある。

2
拡大解釈において用いた電源開発促進税の位置づけこそ、国会で議論されており、本件もこれに倣うべきものである。

さらに原判決は、平成11年の国会審議において「公益的課題」の代表例として挙げられた電源開発促進税に言及し、同税が託送料金の仕組みによって回収されていたことを根拠に「電気事業に係る公益的課題に要する費用」一般が託送料金原価に含まれるとの判断を示している（原判決10頁）。

しかしながら、電源開発促進税は、電源開発促進税法に基づいて国会の議決を経て創設された租税であり、その負担の正当性は、法律に基づいて国民が公平に分担するという財政民主主義の枠組みによって支えられている。すなわち、平成11年報告書がいう「公益的課題」の費用をすべての需要家が公平に負担すべきであるとしても、その手段として法律による課税措置が採られていたことが重要であり、電源開発促進税はまさにその典型例にあたる。

これに対して、本件の賠償負担金および廃炉円滑化負担金は、立法措置を経ることなく、経済産業省令等に基づき行政的に託送料金原価に算入されたにすぎず、その費用負担の在り方は、国会審議という正統な民主的手続きを経ていない点で、電源開発促進税とは制度的に根本的に異なるものである。

にもかかわらず、原判決はこの点を一切検討することなく、電源開発促進税が「公益的課題」として託送料金で回収されていた事実をもって、本件のような制度外・事後的費用にまで「公益（民法709条、710条参照）、原子力損害の賠償の責任主体は、あえて原子力事業者に限定されており（原子力損害賠償法4条、国民が原子力損害の賠償を負担することは全く想定されておらず、むしろ忌避されている点からも明確である。

そしてさらに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「原賠機構法」という）が、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付等を行うための仕組みを規定し、その業務の原資となる負担金の納付義務を原子力事業者に対してのみ課していることを以上を裏付ける（原賠機構法1条、第5章第2節）。

想定される損害の賠償のために備えるべきであった資金は、原判決がいうように、1200億円では不足であろう。その場合、原判決がいうように、「（原子力事業者は、同法6条・7条の損害賠償措置額（1200億円）を超える損害の賠償に備える資金を確保する必要がある）」のである。

しかし、まさにその資金の確保のために制定された原賠機構法は、上記の通り、その原資となる負担金の納付義務を原子力事業者のみに課しているのである。

（3）不法行為に基く損害賠償の支払いを、一般消費者に負担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害し、経済学的には、不効率をもたらし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）Golluter-Pays Principleに反する。

第二に、賠償負担金は、福島第一原発事故の賠償費が膨らんだ中で、その不足分2、4兆円を穴埋めするために負担を求められたものであり、福島第一原発事故の損害賠償金に充てられるものである（毎日新聞2017年2月3日記事、△論点▽原発賠償・廃炉費の転嫁（甲第20号証））。

実際、賠償負担金として、原子力発電事業者に渡された金員は、そのまま、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に渡され（原賠機構法38条）、福島第一原発事故の損害賠償に充てる資金に使用されている（原賠機構法41条）。また、被上告人の経済産業省自体、平成29年における国会での質疑で、賠償負担金は、福島第一原発事故の損害賠償に充てる資金に使用されている。平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会で、経済産業大臣は、

「公益的課題」の概念を拡張し、託送料金原価に含めることが許容されると解釈したのである。

平成11年報告書の文言に照らせば、電源開発促進税のように公益的課題の費用を国民全体で公平に負担すべき場合こそ、法律による明確な課税根拠が設けられていたことが制度の前提であり、本件のような行政解釈のみに基づく負担措置は、むしろ報告書の構造から逸脱している。したがって、原判決のように、かつては立法措置を要していた費用回収スキームを、今回は行政解釈のみで許容するという判断は、平成11年報告書を拡大解釈するものであり、電気事業法の委任の趣旨を超える重大な法令違反及び憲法41条違反となる。

3 小括

以上みたところ、原審の「適正な原価」についての解釈は、平成11年報告書の記載及び「公益的課題」の議論範囲を超えて、裁判所において新たにまったく異なったものを含まれるものである。その際、原審は「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を原価に含めることの立法意思が形成された根拠として、上述のとおり電源開発促進税を例に挙げるが、電源開発促進税は立法により制定されたものである。この点において本件において議論されている本件算定規則に基づく賠償負担金や廃炉円滑化負担金の制定とは大きく異なるにもかかわらず、拡大解釈の根拠として用いている。

したがって、原審が採用する解釈は、国民にとつて予測可能性のない事項を立法者意思に追加するものであって、電気事業法の委任の趣旨の範囲を逸脱する重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反となる。

第2

賠償負担金は、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではないにもかかわらず、そのように解した原判決の重大な違法

1 賠償負担金等が「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」に該当するとする原判決の判示

（1）「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない」との原判決の判示

「福島の復興のため、福島の方々に必要な賠償金を支払う原資である」（平成29年4月5日衆議院経済産業委員会議事録39頁・甲第21号証）と答弁し、平成29年4月25日の参議院経済産業委員会でも、経済産業大臣は、「過去分の2・4兆円はこれ何らかの形で措置しなければいけない、そうでないと福島の方さんへの賠償を貫徹ができない」（平成29年4月25日参議院経済産業委員会議事録29頁・甲第22号証）と答弁している。

原発事故の損害賠償責任は、その本質は、不法行為に基く損害賠償である。不法行為に基づく損害賠償は、被害救済機能と並んで、事故の再発防止機能も有している。事故の再発防止機能という観点からみた場合、事故を起こした原子力発電事業者及びその事業に関係した者がその責任を十分に問われることが重要である。その責任を曖昧にすることはモラル・ハザードとなる上、事故の再発防止機能を大きく阻害する。

「外部不経済によって生じる損害は、発生者に負担させる」原則は、事故防止投資の促進などの観点から効率的であることによる。この原則は、原子力損害賠償法が制定された1961年の6年後に制定された公害対策基本法（法律昭和42年第132号）において規定され（公害対策基本法第22条、経済協力開発機構（OECD）が1972年に提唱した、汚染者負担の原則（Polluter-Pays Principle）にも合致するものである（大島意見書（甲31の1・8頁）および2024年10月30日八田意見書（甲46・14頁））。なお、この原則は、公害問題における、外部費用の内部化を、法原則にまで高めたものと言える。その後、環境基本法では、汚染者負担原則は、37条において、原因者負担として承継されている。

不法行為に基く損害賠償の支払いを、一般消費者に分担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害し、経済学的には、不効率をもたらし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）の Polluter-Pays Principle にも反する。

以上の通り、原子力事業者（原子力発電事業者）は、原子力損害を生じさせる事故の損害賠償責任を完全にかつ唯一負っており、かつ、その事故に備えて資金を確保しておくべき責任を負っている。

その責任は、汚染者負担の原則、不法行為

原審において、上告人は、賠償負担金等が「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用に該当するか否かに関して、賠償負担金について「原子力損害の賠償に関する法律（以下、引用部分などを除き「原子力損害賠償法」という。3条及び4条の規定からして需要家に賠償負担を課することが認められない）」から、賠償負担金は「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではない」と主張した。

それに対し、原判決は、「原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないと定めているが、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」と判示し（原判決11頁、また、それに関連し「原子力事業者は、同法6条・7条の損害賠償措置額（1200億円）を超える損害の賠償に備える資金を確保する必要があることは否定できない」と判示した（原判決12頁）。

（2）「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」との原判決の判示

上告人は、原審において、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であったこととすらない、全国の人々に、損害賠償資金の捻出をさせることは、民事法上は全く根拠のない話である上、事故の原因者に事故防止のインセンティブを与えなくなることになるという多大な経済的非効率を生む（2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・13頁）と主張した。

それに対し、原判決は、「電力の需要家を総体として捉える」という論理を持ち出して、「個々の需要家ごとに過去の原子力発電による、電気の利用の有無を確認して需要家ごとに個別に託送料金を定めることは現実的に不可能であるから、託送料金の制度設計をするに当

の重要な機能である事故の再発防止機能、経済学上の不効率を防ぐべく規定された国際原則の Polluter-Pays Principle に基づくものである。

原子力損害賠償法は、法律で、「原子力事業者（原子力発電事業者）が、原子力損害を生じさせる事故の損害賠償責任を完全にかつ唯一負っており、かつ、その事故に備えて資金を確保しておくべき責任を負っている」とことを規定している。

法律レベルでの特段の規定なくして、この原則に反することを省令で定めることは、憲法41条に違反するとともに、電気事業法、原子力損害賠償法の法令解釈を誤る重大な法令解釈の誤りである。

（4）需要家に原子力損害賠償の責を負わせるものではないとの原判決の判示の誤り

原判決は、前述の通り、「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題」であり、また「事故が起きた場合の損害賠償金を誰に負担させるかという問題」を含んでいるからである。これらは切り離せない。

したがって、原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金（の支払い）を需要家に負担させることは、原子力損害の賠償やその原資となる資金を需要家に負担させることになる。原子力損害の賠償やその原資となる資金（の支払い）を需要家に負担させることは、実質的には需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせることと同じである。

とりわけ、本件算定規則と本件施行規則は、託送料金制度の仕組みを利用して、需要家に「賠償負担金」を支払わせるものであるから、需要家に原子力損害の賠償の責めを現に実行させているのと同じである。

このようなことを認める本件算定規則と本件施行規則が、原子力損害賠償法及び原賠機

たつては、電気の需要家を総体として捉えざるを得ない」とした上で、「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」（原判決13頁）と判示した。

2 「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない」との論理には、重大な法令解釈の誤りがある（2）

（1）法令解釈の重大な誤り

しかし、「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」との論理には、重大な法令解釈の誤りがある。

（2）同法6条・7条の損害賠償措置額（1200億円）を超える損害の賠償に備える資金を確保すべき責任を負っているのは誰か。

第一に、上記論理は、原子力損害を生じる前に、同法6条・7条の損害賠償措置額（1200億円）を超える損害の賠償に備える資金を確保すべき責任を誰が負っているのかという点を完全に看過している。

すなわち、原子力損害賠償法は、3条及び4条において、原子力事業者のみが損害を賠償する責任を負うとし、さらに、6条以下において、原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を誰が準備すべきであるかを明確にしている。

同法6条以下の規定は、原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を準備するべきなのは、原子力事業者であることを明確にしている。原子力事業者は、原子力損害を賠償する責任を負う以上、想定される損害の賠償のために備えるべきであった資金を準備する責任を負う。

このことは、原子力事業者の賠償責任が、無過失責任とされ、不可抗力免責が成立する範囲も限定され（原子力損害賠償法3条第1項）、原子力事業者に重い責任を課している点

構法と抵触することは明らかであり、そのような規定の制定を電気事業法18条1項が経済産業大臣に委任しているとは到底解釈できるものではない。

そしてさらに特筆すべきことは、本件福島原発事故の被害者も当然「電気の需要家」に該当するのであるから、本件算定規則と本件施行規則は、福島原発事故の被害者にも、原子力損害賠償の原資（賠償負担金）を負担させる規定となっているという点である。これは正に原子力損害の被害者に賠償の負担を負わせ、実質的に支払いをさせるものであるから、著しく原子力損害賠償法及び原賠機構法に反する。

原子力損害賠償法も原賠機構法も、前記の通り原子力損害に対する賠償は原子力事業者のみが責任を負担し、かつその資金の準備をすべきことを規定しているのであるから、両法が、広く一般の電気需要者は言うに及ばず、原子力損害賠償の対象者である福島原発の被害者からも回収し、これを負担させることを許容していると解釈することは到底不可能である。原判決はこれをも許容する結論となっている点で、法律の解釈を大きく誤るものである。

以上を鑑みると、仮に原判決のように託送供給制度を、託送料金を通じて需要家が公益的課題に必要な費用を負担させるものとし、それを回収する仕組みであると解釈できたとしても（これが誤っていることは今までの第1点、第2点、第3点において論じたとこのころである）、賠償負担金が、原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために使用される金銭である以上、広く電気的全需要家Ⅱ国民に負担させるべき性質の費用とは言えない。また、その支払いを需要家に強いることは、原子力損害賠償法4条にも反する。

したがって、原判決が賠償負担金は「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」に該当するとした判断には誤りがある。

3

「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができ。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」との論理には、重大な法令解釈の誤りがある（1）

（1）原判決の論理破綻 個人との関係を基礎とす

る近代市民法理と相容れない

しかし、「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見るることができる。原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、全需要家から公平に回収することには、正当性がある」という論理は、論理として破綻している。

第一に、本件では、契約関係において、金銭の支払い義務を課すという、権利義務の明確な変動をもたらすことを行いながら、その権利義務の変動を受容させるに当たって、その個人個人については、理由がないかもしれないが、他の人々の多くに理由があるから、あなたも例外なく負担しなければならんとしている点である。

近代市民法論理は、個人個人との間の権利義務を定めるものであって、それを総体として把握するという論理とは全く相容れない。原判決のいう「総体」論は、近代市民法理からして到底認められないものである。

(2) 過去の利益享受論で、適法なことについて法律の定めなく覆すことはできないこと、法令の規定に従って正しく徴収されてきた料金について、それが安すぎたという一般的理由で、過去に遡って徴収することは、正当化されないこと

第二に、そもそも、過去に利益享受があったからといって、その利益享受が法律の規定に従って、適法に定められ、行われ、その対価が支払われてきたものについて、法律の特段の規定なくして、追加徴収することができるのか。

このような論理を許すと、例えば、国が誤って健康保険料を法令上安く設定しその定めに従って徴収してきたが、法令上の規定をするにあたっての計算ミスがあったので、法令を改廃して、過去に遡って徴収することができるということを確認することになる。

本件で問題となっているのは、法令の規定に反して誤って安く徴収されてきた料金の訂正をする問題ではない。法令の規定に従って正しく徴収されてきた料金について、それが安すぎたという一般的理由で、過去に遡って徴収するということである。

法律不遡及の原則に反するものであって、正当性がない。

(3) 平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、いかなる意味でも、過去に安価な原子

力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えず、総体論では徴収を正当できないが、それらのものにも負担をさせていること

どんなに電力の需要家を総体として捉えても、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えない。

すなわち、賠償負担金は、本件施行規則第45条の21の3において、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったものとして定義するのだから、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えない。

その数は令和5年時点でさえ優に1000万人を超えている（厚生労働省・人口動態調査）のであるが、過去に「平成23年3月31日以前」におよそ安価な原子力発電による電気を利用不可能なこれほど多くの国民からも、「安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた」と見なしして賠償負担金を回収することとは公平とは言い難く、正当化は困難である。小括

以上の通り、賠償負担金は、不法行為に基づく損害賠償であり、その支払いを、一般消費者に負担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を書し、経済学的には、不効率をもたらし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）のPolluter-Pays Principleにも反する。また、原子力損害賠償法の3条・4条の明文の規定にも反する。

原判決は「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」と判示するが「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するか」と判示するが「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するか」という問題」は、当然に「原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金を誰が確保すべきか」という問題であり、また「事故が起きた場合の損害賠償金（の支払い）を誰に負担させるか」という問題を含んでおり、それらは切り離せない。原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために使用される資金を広く需要家から確保することとは、本来、原子力発電事

そのような具体的な基準は状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要がある、法律で全て詳細に定めるのは適当ではないことによるものと解される。

他方、本件指定制度の導入に当たり、その導入前にふるさと納税制度の趣旨に反する方法により著しく多額の寄附金を受領していた地方団体について、他の地方団体との公平性を確保しその納得を得るという観点から、特例控除の対象としないものとする基準を設けるか否かは、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄である。

また、そのような基準は、上記地方団体について、本件指定制度の下では、新たに定められた基準に従って寄附金の募集を行うか否かにかかわらず、一律に指定を受けられないこととするものであって、指定を受けようとする地方団体の地位に継続的に重大な不利益を生じさせるものである。そのような基準は、総務大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事柄とはいえない。状況の変化に対応した柔軟性の確保が問題となる事柄でもないから、その策定についてまで上記の委任の趣旨が妥当するとはいえず、地方税法が、総務大臣に対し、同大臣限りでそのような基準を定めることを委ねたものと当然に解することはできないというべきである。

この点を本件についてみると、託送料金の適正な原価の該当性について、一定の判断の余地があるとしても、託送料金が、強制的に小売電気事業者から徴収され、国民の権利義務に関することであっても、特別に、一定の判断権が認められているところからすると、それは、会計原則の範囲内で、専門技術的に、託送供給等の原価を定めていく部分について、生じうるものと解される。それは、同時に、「法律・経済・金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから」選ばれた者（法66条の7）からなる、電力ガス取引監視等委員会という「独立した」専門家（法66条の4）がチェックすることが可能なものであることによつてその権限が裏付けられるものである。

これは、泉佐野ふるさと納税令和2年判決のいう、状況の変化に対応した柔軟性を確保する

業者が負うべき損害賠償義務（の支払い）を、広く電気の全需要家＝国民に負担させることになり、正当性がない。

さらに、「全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたから、原子力損害の賠償に備えるための資金の過去分について託送料金を通じて、現在の全需要家から公平に回収することには、正当性がある」との論理及びその前提としての「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見るこ」とができる。」との論理には、重大な法令解釈の誤り及び憲法違反がある。

すなわち、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であったことすらない、全国の人々に、損害賠償資金の捻出をさせることには正当性がなく、「総体」論は、近代市民法理と真つ向から反するものでもある。また、過去に法令に従って適法に料金を支払ってきた者に、何ら法律の規定なく、追加の負担をさせることは法の原則に反する。そして、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えないにもかかわらず、法律の定めなく、負担を強いられるものであって、それは明らかに重大な違法である。

以上の通り、賠償負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」と解することも、平成11年報告書のいう「公益的課題」に含まれると解することも、いずれも重大な誤りである。そのように解した原判決には、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

第3 廃炉円滑化負担金は、「送電に関する公益的課題」とは無関係であること

また、廃炉円滑化負担金は「特定原子力発電事業者が受けた所定の承認に係る原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金」とされている。

原子力発電工作物は、原子力発電事業者が事業を営むための本来的、基礎的な事業工作物である。その設置は、原子力発電事業者が当然負担すべきものであると同様に、原子力発電工作物の廃止に要する費用も、原子力発電事業者が当然負担すべきものである。発電事業者は、事業を営むためには、必ず発電工作物を所有運営しており、その廃止も発電事業者が自らの責任と負担で行う。

必要がある」るものでもある。

他方、それを超え、本来的意味での託送供給等に含まれない事項について、それを託送料金の原価とすることができるかどうかは、専門技術的に判断できるものでもなく、また、電力ガス取引監視等委員会という専門家が判断できることでもない。

また、状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要があるものでもない。

さらに、そもそも、平成11年報告書では安易に競争を制限する料金が導入されることを防ぐため、二つの原則が明示されている。その原則からしても、安易に競争を制限する料金が導入されることは「送電に関する公益的課題」を超えて、明確な料金算定基準以外の政治的な要因を導入する場合に該当し、専門家の判断を超え、政治的な判断が要求される場合となる。

さらに、本件で問題となっている賠償負担金のように、原子力発電事業者が負担すべき損害賠償金の2.4兆円という金額をそれ以外の誰が負担（支払い）するか（賠償負担金）というものは、原子力損害賠償法3条及び4条の規定を実質的に改正するものであって、国会の立法（形式的意味での法律）によるべき必要の高いものである。

また、廃炉円滑化負担金のように、本来、原子力発電事業者が負担すべき廃炉に要する費用をそれ以外の誰かに負担させることができるか（廃炉円滑化負担金）というものは、専門技術性を超えたものである。

このように、送配電事業の能率的な経営の下での適正な原価を徴収するという託送料金制度の制度趣旨を超え、本来的意味での託送料金といえない、賠償負担金や、廃炉円滑化負担金を託送料金の原価とすることができるかは、専門技術的判断を超え、負担（支払い）の義務を負う国民の代表が議論する国会という場において、検討・決定されるべき事柄である。

まして、平成11年報告書の検討及び平成26年の国会審議において、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金またはそれに類似するものを託送料金で徴収するという議論がされていない状況のもとにおいては「授權規定の文理や立法過程における議論等から、国会がそのような判断をした」と明確に認められる」（最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁）頁阿彌亮「泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決について」p.287）と言えない。

廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者の費用に他ならない。

その上、「原子力発電事業者が会計上の理由から廃炉判断を躊躇することや廃炉の円滑な実施に支障を来すことがないよう措置された廃炉会計制度を継続すること」も、「廃炉会計制度が、原発依存度の低減という国のエネルギー政策に沿って措置されたものであり、小売全面自由化においてもその政策に変わりがないことから、制度を継続する」であることも、「小売全面自由化の下でも原発依存度低減・廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成すること」も、「送電に関する公益的課題」とは関係がない。

電力自由化のもとでは、発電事業者の費用は、発電事業者が負担することが、平成11年報告書の第二原則及び八田意見書のいう「電源費用自己負担の原則（原則A）」から導き出される。電力自由化を実現するためには、競争が公平である必要があり、そのためには、発電事業者が自社費用を全て自社で負担させなければならず、「発電費用自己負担の原則」が決定的に重要である。この原則の下でこそ、自社の費用を下げようとする動機が働くからである（2024年10月30日八田達夫意見書・甲46・19頁）。

そうすると、発電事業者の費用である、廃炉資金（廃炉円滑化負担金を、需要家に負担させることはできないこと）になる。

以上の通り、本来、廃炉円滑化負担金は、発電工作物を廃止することであり、発電事業者の基本的な業務を実行することであるので、費用は発電事業者が負担すべきものである上、その目的とされていることも「送電に関する公益的課題」とは関係がない。電力自由化のもとでは、廃炉円滑化負担金のような発電事業者の費用は、発電事業者が負担すべきで、そうしないと、競争の公平さが保てず、自社の費用を下げようとする動機が働かず、効率化により電力料金を下げるという、電力自由化の目的が達成できない。

原判決は、廃炉円滑化負担金が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」である理由を示すことすらしておらず、廃炉円滑化負担金について、託送料金の原価として徴収することができるとする法的根拠は全く存在しない。

したがって、廃炉円滑化負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」と解することも、平成11年報告書のいう「公益的課題」に含まれると解したが、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を原価に含ませ、託送料金として徴収できるとすることとは、泉佐野の判決のいう「立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄」であるので、経済産業大臣への委任の趣旨を超えるものとなる。

実際、過去において、本来的意味での託送供給等に直接含まれない、離島供給や電源開発促進税は、法律によって定められ、託送料金の原価に特別に含まれることとされた。

他方、いままで見たところから明らかなように、賠償負担金も、廃炉円滑化負担金も、送配電事業に必要な原価ではなく、それを、送配電事業に含ませることは会計原則に反し、かつ、託送制度の趣旨もそうしたものを託送料金に含ませて徴収することは予定されていない。

そして、そもそも、賠償負担金も、廃炉円滑化負担金も、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではない。賠償負担金について、需要家にその支払いをさせることは、原子力損害賠償法の3条・4条の明文の規定にも反する。

そうしたものをどうしても、託送料金に乗せして徴収したいとすれば、それは、政治的・政策的に立法者において判断する他ない事項であつて、国会の議決（形式的意味での法律の制定・改正）を要する。

また、泉佐野の判決のいう「立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄」についての判断であるので、経済産業大臣への委任の範囲を超えるものであつて、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反する。

法律制定・改正という手続きを経ず、経済産業省令のみで、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払い義務を、小売電気事業者に課した、今回の施行規則及び算定規則の改正は、経済産業大臣への委任の範囲を超えるものであつて、電気事業法、原子力損害賠償法及び憲法41条に違反するものである。それを、経済産業大臣への委任の範囲内であつて、電気事業法、原子力損害賠償法及び憲法に違反しないとした、原判決の判示は、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反し、重大な法令解釈及び憲法解釈の誤りがある。

3 国会「審議」があった事実はない(1) 原判決の判示

なお、一審判決は、「国会審議においても、託送料金によって賠償負担相当金を回収することの必要性等につき議論がされた」（一審判決13頁）、「国会においても、託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収することの必要性等につき議論された」（一審判決13頁最後から14頁初めまで）として、あたかも、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について、国会で正当性が裏づけられたかのような判示をしている。この点は、上告人の指摘にもかかわらず、原判決でもそのまま維持された。

しかし、この点をもって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払義務を省令で課したことは正当化されない。

（2）平成26年の国会答弁では、賠償負担金（賠償負担相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定されていないこと

第一に、平成26年の国会審議（電力全面自由化のための電気事業法的大幅な改正についての国会審議）においては、「システム改革の進捗に合わせまして、今、一般電気事業者の経費に係っているものについてどのような費用で回収するかということでございますけれども、基本的には、託送につきましては、託送業務に係る費用を回収するというところでございます。先ほど申し上げましたとおり、全需要家が公平に負担するべき費用として、負担の公平性あるいは事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収すべきものがあるかどうか、これについては必要に応じて検討していくということでございます。今現状は発電費に入っておりますけれども、今後については、もしそういう必要があれば検討していくということでございます。」（平成26年5月14日の衆議院経済産業委員会における、高橋泰三資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の答弁・乙第58号証の37頁1段目）と政府答弁がされており、少なくとも、平成26年の時点では、賠償負担金（賠償負担相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定していなかった。

（3）平成29年の国会での質疑応答では、改正法案が国会に出されたわけではなく、国会審議といえるものはなく、かつ、平成11年報告書の

内容を誤って引用した答弁がなされていること

その後、平成29年の国会での質疑においては、経済産業大臣が「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういった費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていたいて、託送料金で回収するというメカニズムを入れていった」といった答弁をしているが、この答弁は、誤りであることは、本書面の第3点の「5」において詳述した通りである。

しかも、そもそも、平成29年においては、「託送料金によって賠償負担金（相当金）を回収する」あるいは「託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収する」といった電気事業法その他の法律の改正案が国会にかかったことはなく、そうした法案の審議がされたことはない。これをもって、国会審議と表現することは不正確である。

さらに、平成29年の国会質疑では、以下のとおり「賠償負担金を課すことは、今後原発を利用しない消費者に対する財産権の侵害に当たる」「託送料金で回収することにすれば将来青天井で託送料に転嫁され、それが国民に見えない形で実施されることとなるため、国民が知らないまま経産省の裁量で決定され、その結果、国民及び立法府をないがしろにすることになる」「賠償負担金を国会で審議すべきである」という意見が相次いでおり、到底、国会において、本件施行規則及び本件算定規則が承認されたという状況にはなかった。

「原発以外の電源を選んだ消費者の選択権の侵害ではないか。原発推進の責任を国民に転嫁する、まさに不当請求と言わなければならぬ。」（真島議員 平成29年3月30日衆議院会議録4頁3段目・資料1）

「賠償の負担分については、税方式にするのか、託送にするのかという答弁があったが、やはり国民負担を求めているのであれば、託送料も、ある意味で電気料金に事実上の税のようなものであり、国民への説明責任というプロセスのことを考えると、税の方がより公平公正で透明性が担保できる、国民への説明責任を含

も反する。また、原子力損害賠償法の3条・4条の明文の規定にも反する。

「託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備へべきであつた資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。」との原判決の判示は、本来、原子力発電事業者が負うべき損害賠償義務（の支払い）を、広く電気の全需要家Ⅱ国民に負担させる（支払わせる）ということを看過するものであって、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

さらに、「電力の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる。」とし、「全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたから、原子力損害の賠償に備へるための資金の過去分について託送料金を通じて、現在の全需要家から公平に回収することには、正当性がある」とも原判決は判示するが、この点は、その事故を起こした原子力発電事業者の発電する電気の需要家であつたことすらない、全国の人々に、損害賠償責任の捻出をさせることであり、また、「総体」論は、近代市民法理と真つ向から反し、さらに、過去に法令に従つて適法に料金を支払つてきた者に、何ら法律の規定なく、追加の負担をさせることは法の原則に反し、そして、平成23年3月31日より以降に生まれた需要家は、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきた需要家とは言えないにもかかわらず、法律の定めなく、負担（支払い）を強いられるものであって、重大な法令解釈の誤り及び憲法41条違反がある。

廃炉円滑化負担金も、本来、発電工物を廃止するための費用であり、発電事業者の基本的な業務を履行することであるので、費用は発電事業者が負担すべきものである上、その目的とされているところも、「送電に関する公益的課題」とは関係がない。電力自由化のもとでは、廃炉円滑化負担金のような発電事業者の費用は、発電事業者が負担すべきで、そうしないと、競争の公平さが保てず、自社の費用を下げようとする動機が働かず、効率化により電力料金を下げるといふ、電力自由化の目的が達成できない。そもそも、原判決は、廃炉円滑化負担金が「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」である理由を示すことすらしておらず、廃炉円滑化負担金につい

めて、やはり、過去分であるならば税による決定の方がより正しいのではないかとと思う。」（近藤議員。平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会議事録（甲21）の16頁3段目）

「過去分という考え方も問題があり、法律もなぐ何もなく、開議決定で金の多寡を決めて、それを国民に付加するということは、この国の立法府のあり方をないがしろにしていく。きちんと法律をつくられるなり法改正をされるなりして国民の負担を明らかにする。そのために私たちの国の憲法があり、法律があり、課税があり、あるいは負担があると思う。」（阿部議員。甲21の32頁2〜3段目）

「とにかく経産省が、原発は公益的なんだ、国民全体が裨益してきたんだと言つたらそのコストをどんとん上乗せできるという前例を今回つこうとしてしているわけです。電気代は経産省の打ち出の小づちではありません。」（真島議員。乙33の28頁3段目）

「もう一つ、貫徹小委員会の中継取りまとめのパブリックコメントに約千四百件を超える意見が寄せられています。その圧倒的多数が、事故処理費用の託送料金へのつけかえなどに批判的あるいは反対の意見だった。このパブコメが出たのが二月六日なんですけれども、このパブコメで問うている内容が、既に昨年の十二月二十日に開議決定されているわけですよ。福島復興加速化指針で、賠償費の過去分は広く需要家全体の負担にする、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行うと。これはおかしいと思いませんか、パブリックコメントよりももう何カ月も前に方針を決めちゃっているというのは。」（真島議員。乙33の29頁4段目〜30頁1段目）

「今申し上げたパブリックコメントの扱いも含めて、消費者が契約の同意もしていない過去分を、国民の声も十分に聞かず、理解も得られないまま、あるいは、立法府の承認も経ずにこういうことを開議決定とか経産省でどんとん決めていくというのは、私はどうなのかと。やり方が違う。」（真島議員。乙33の30頁1段目〜2段目）

「原発事故以降、原発由来の電力は使いた

て、託送料金の原価として徴収することができるとする法的根拠は全く存在しない。

第5点として、原判決は、政策的な観点からの一定の裁量権が経済産業大臣に認められるとしているが、これは、本件のように、人の権利義務に重大な影響を及ぼす事柄について、専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事項と立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄に分け、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄にわけ、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄にわけ、大臣に委ねたものと解することができないとした、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反する重大な法令解釈の誤りであり、憲法41条に反するものである。

賠償負担金のように、原子力発電事業者が負担すべき損害賠償金の2・4兆円という金額を需要家に負担させる（支払わせる）ものであつて、原子力損害賠償法3条及び4条の規定を実質的に改正し、国会の立法（形式的意味での法律）によるべき必要の高いものや、廃炉円滑化負担金のように、本来、原子力発電事業者が負担すべき廃炉に要する費用をそれ以外の誰かに負担させることのように専門技術的判断を超えるものは、いずれも、送配電事業の能率的な経営の下での適正な原価を徴収するという託送料金制度の制度趣旨を超え、本来的意味での託送料金といえないのであるから、負担（支払い）の義務を負う国民の代表が議論する国会という場において、検討・決定されるべき事柄である。まして、平成11年報告書の検討及び平成26年の国会審議において、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金またはそれに類似するものを託送料金で徴収するという議論がされていない状況のもとにおいては、「授權規定の文理や立法過程における議論等から、国会がそのような判断をしたと明確に認められる」とも言えない。

したがって、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を原価に含ませ、託送料金として徴収できるとすることは、泉佐野の判決のいう「立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき性質の事柄」であるので、経済産業大臣への委任の趣旨を超えるものとなる。それを、経済産業大臣への権限には、政策的判断も含まれるとした上で、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払いを経済産業省令で課すことは、電気事業法、原子力損害賠償法及び憲法に違反しないとい

最後に（総括）

以上の論点をまとめると、次のようになる。

第1点として、原判決は「その文言からして、『適正な原価』が『一般送配電事業を行うために必要な原価』に限定されているとまで解することはできない。」とする（原判決8頁）が、文理上、法18条3項1号は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」と読み替えることができ、それに、法2条八号を考え合わせると、ここにいる「原価」は、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金の原価」、すなわち「一般送配電事業を行うために必要な原価」であることは明確である。

その意味で、原判決の判示は、法18条1項、同条3項1号の文理に反し、その解釈を誤つた重大な違法があり、また、憲法41条にも反している。

した、原判決の判示は、最判令和2年6月30日民集74巻4号800頁（泉佐野市ふるさと納税不指定取消請求事件最高裁判決）に反し、重大な法令解釈及び憲法解釈の誤りがある。

以上より、原判決には、複数の最高裁判例に反し、重大な法令解釈を誤つた違法及び憲法41条違反が認められるので、原判決を破棄し、更に相当の裁判を求めるものである。

以上

第2点として、原判決は、電気事業法に明文の規定がないことをもって、公正なる会計原則の一つである、原価計算基準を完全に無視していいとしたが、一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則、会社法43・1条、金融商品取引法193条にも違反する、重大な法令違反及び憲法41条違反となる。

その上、算定規則は、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業の原価とすること、すなわち、賠償負担金（相当金）及び廃炉円滑化負担金（相当金）という原子力発電事業者の費用を、送配電事業の経費にするという取り扱いを定めた点で、その違法の程度は、著しい。これは、原子力発電事業者の費用という、一般送配電事業の固有のコストではないものを、一般送配電事業者の費用として、決算書類上整理されてしまつてこともある。これでは、株式市場・債券市場・労働市場・電力市場などの参加者をはじめ、電力消費者や地域住民といったさまざまな利害関係者に、意思決定をおこなうための基礎情報が提供できず、会計原則の根幹を揺るがす問題を発生させる。原判決は、こうした点を完全に看過するものであつて、その法令解釈の誤り及び憲法違反の重大さは極めて著しいものである。

第3点として、原判決は、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤つて理解し、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が託送料金に含まれるとした点で重大な誤りがある。平成11年報告書は、そのような費用の託送料金による回収を提言した事実はない。これは、託送料金制度の制度趣旨を誤つて解するという重大な法令違反及び憲法違反である。したがって、原判決には、平成11年報告書（乙14号証）に記載された託送料金制度の趣旨を誤つて理解し、託送料金制度の制度趣旨を誤つて解した点で、経験則に反した事実認定をし、誤つた法令解釈をしており、重大な法令違反及び憲法41条違反が認められる。

第4点として、賠償負担金は、不法行為に基づく損害賠償であり、その支払いを、一般消費者に負担させることは、汚染者負担の原則に反し、不法行為の重要な機能である事故の再発防止機能を害し、経済学的には、不効率をもたらすし、事故防止投資の促進を阻害し、経済協力開発機構（OECD）Soluter-Pays Principleに

2025年2月26日に言い渡された「控訴審判決全文」を掲載します。上告理由書と照らしてお読みください。※一部省略、補足をしています。

令和7年2月26日判決言渡
令和5年（行コ）第30号 託送料金認可取消請求控訴事件（原審・福岡地方裁判所令和2年（行ウ）第54号）
口頭弁論終結日 令和6年11月27日

- 主 文
- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決（※ここでは一審判決）を取り消す。
- 2 経済産業大臣が令和2年9月4日付けで九州電力送配電株式会社に対して行った託送料金単価を変更する旨の託送供給等約款の認可決定を取り消す。

第2 事案の概要（以下、本判決で定義したものの以外の略語は原判決の例による。）

1 事案の要旨

（1）基本的前提事実
控訴人（※グリーンコップでんき）は、一般送配電事業者である九州電力送配電との間で、同社の定めた託送供給等約款が適用される接続供給契約（本件接続供給契約）を締結し、一般の需要に応じて電気を供給する小売電気事業を営んでいる。

九州電力送配電は、経済産業大臣に対し、託送料金単価を変更する旨の託送供給等約款の変更を申請し、経済産業大臣から令和2年9月4日付けで同変更を認可する旨の処分（本件処分）を受けた。変更後の額は、令和3年経済産業省令第22号による改正前の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（本件算定規則）4条2項に規定された賠償負担金相当金等を含む。

（2）本件の請求及び基本的な主張
控訴人は、以下のとおり、根拠となる各規則が違憲・違法であるから本件処分が違法・無効であると主張し、被控訴人（※国）を相手に、本件処分の取消しを求めた。
ア 本件算定規則4条2項は、令和2年法律第49号による改正前の電気事業法（法）の

ない需要家からも徴収することになり、そのことを正当化することはできない。

また、電力自由化の下では、電気料金は競争の市場で決定されるため、原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合とそれ以外の事業者から電気の供給を受けた場合とで電気料金は基本的に同一であるから、原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家が賠償負担金を負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担するというものにならない。

したがって、賠償負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用ではない。

（イ）廃炉円滑化負担金について

廃炉円滑化負担金は、特定原子力発電事業者が受けた所定の承認に係る原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金とされているが、原子力発電工作物は、原子力発電事業者が事業を営むための本来的・基礎的な事業工作物である。電力自由化を実現するためには競争が公平である必要があり、そのためには発電費用自己負担の原則が決定的に重要であることからしても、原子力発電工作物の廃止に要する費用は、原子力発電事業者が当然負担すべきものである。廃炉円滑化負担金が原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するためのものであるとしても、それは電力行政一般が実現すべき公益的課題であり、送電に関する公益的課題とは関係がない。したがって、廃炉円滑化負担金は、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではない。

エ 法18条3項1号の「適正な原価」に賠償負担金等を含めることが原価計算基準に照らして許されないこと

原価計算基準は、実践規範として、企業における原価計算の慣行のうちから一般に公正妥当と認められるものを要約して設定されたから、慣習法として位置付けられ、拘束力を有する。したがって、実定法も、原価計算基準の枠内において規定されなければならず、法18条3項1号の「適正な原価」も、原価計算基準に従って算定された原価でなければならない。しかし、賠償負

委任に基づくことなく又は法の委任の範囲を超えて賠償負担金相当金等の額の算定を規定するから、違憲・違法である。

イ 令和4年経済産業省令第24号による改正前の電気事業法施行規則（本件施行規則）45条の21の2及び45条の21の5は、法の委任に基づかず賠償負担金等の支払義務等を課するから、違憲・違法である。

（3）原判決及び控訴

原審は、控訴人の請求を棄却した。控訴人は、これを不服として、本件控訴を提起した。関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張

次のとおり補正し、後記3のとおりで審判における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決「第2 事案の概要」の2から4の記載を引用する。

- （1）原判決36頁1行目の「乙14」の次に「。以下「平成11年報告書」という。」を加える。
- （2）原判決36頁12行目の「電気」から同頁17行目末尾までを次のとおり改める。

「託送料金の制度設計等に関する検討がされた。上記ワーキンググループの事務局が第3回会合のために作成した資料には、「小売全面自由化後の託送料金制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。」との記載があった。同会合において、ワーキンググループの委員から、この記載について、いろいろな費用を公平にみんなで負担するときに託送料金を使うという仕組みがあることを確認するものであり、具体的に何を託送料金に入れるかというのは、国のエネルギー政策の方向性が出た上で、原子力に關してはこれこれを託送料金で負担すべきといったように、エネルギー政策に沿って決めていくものだと思う」との意見が述べられた。（乙20・33頁、乙71・44頁）

（3）原判決36頁18行目の「上記dのような専門家の意見も踏まえ、」を削る。

（4）原判決37頁26行目の「供給約款を「託送供給等約款」に、同行目から38頁1行目にかけての「電気の供給」を「託送供給等」に、それぞれ改める。

（5）原判決42頁3行目の「（需要家 から同頁7行目の「負担することになる。」までを削る。

担金等は、原価計算基準によれば原価性が否定されるから、これを「適正な原価」に組み込むことは、許されない。

（2）争点4（本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5の合憲性）について

本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5は、一般送配電事業者に対し、一般送配電事業とは関係のない賠償負担金等の徴収義務及び原子力発電事業者への払渡義務を課しているが、法には一般送配電事業者の上記各義務についての規定はない。本件施行規則の上記各規程は、法令上の根拠なく省令により一般送配電事業者に義務を課するから、違憲・違法である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も 原判決同様、控訴人は本件処分の取消訴訟の原告適格を有するが、控訴人の請求は理由がない、と判断する。その理由については、次のとおり補正し、後記2のとおりで審判における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「第3 当裁判所の判断」の1から4の記載を引用する。

（1）原判決7頁20行目の「ものとして、」の次に「適正な託送供給等約款の定める供給条件により電気の供給を受けるという営業上の利益を」を加える。

（2）原判決11頁17行目の「認めている」を「認められている」に改める。

（3）原判決14頁22行目の「原告は、」を削る。

（4）原判決15頁13行目の「費用である」を「費用ではない」に改める。

（5）原判決16頁18行目の「一般電気事業託送供給約款算定規則」を「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」に改める。

（6）審判における控訴人の補充主張に対する判断

（1）争点3（本件算定規則4条2項の合憲性及び違法性）について

ア 法18条3項1号の「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されるか否か

（ア）控訴人は、法18条1項・同条3項1号の文理解釈からすると、同号の「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されると主張する。

しかし、法18条1項・同条3項1号の文言によれば、一般送配電事業者が託送供給等約款において定める託送供給等に係る料金について、能率的な経

（6）原判決46頁11行目及び同頁17行目の各「法2条」の次にいずれも「1項」を加える。

（7）原判決46頁13行目の「1府13県」を「1府14県」に改める。

（8）原判決53頁6行目の「1070キロワット」を「10700キロワット」に改める。

（9）原判決67頁26行目の「以降」を削る。

（10）原判決68頁21行目の「費用が」を「費用を」に改める。

（11）原判決72頁4行目の「規定められている」を「定められている」に改める。

3 当審における控訴人の補充主張

（1）争点3（本件算定規則4条2項の合憲性及び違法性）について

ア 電気事業法18条3項1号「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されること

法18条1項・同条3項1号の文理解釈からすると、「原価」の語の概念、意義内容は財務会計上の概念として明確であるから、同号の「適正な原価」とは、同条1項の「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給」に必要な原価、すなわち一般送配電事業を行うために必要な原価ということになる。

平成11年報告書は、電力自由化後の託送料金について、第一原則として託送コストの公正回収原則、第二原則として事業者間公平の原則を示した。第一原則は、送電費用のみに基づいて託送料金を算定すべきことを明示するものであり、第二原則は、特定の発電事業者の発電コストを託送料金に追加して徴収してはならないことを意味する。平成11年報告書が示した上記各原則からしても、託送料金の原価は、一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されるべきである。

イ 法18条3項1号の「適正な原価」に「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を含ませることができないこと

平成11年報告書には、託送供給制度において「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を回収する旨の記載はなく、法の平成11年改正の際の国会審議においても、そのような議論は、されていない。また、同報告書では、送電における公益的課題を同時同量サービスを実現するためのものに限定し、

（イ）控訴人は、平成11年報告書において第一原則として示された託送コストの公正回収原則が送電費用のみに基づいて託送料金を算定すべきことを明示し、第二原則として示された事業者間公平の原則が特定の発電事業者の発電コストを託送料金に追加して徴収してはならないことを意味するとして、託送料金の原価が一般送配電事業を行うために必要な原価に限定されると主張する。

確かに、証拠（乙14・8頁）によれば、平成11年報告書においては、託送料金について、第一原則として託送コストの公正回収原則（託送料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的にかつ明確に特定した上で、そのコストを適正に回収すること）、第二原則として事業者間公平の原則（ネットワークの所有者・運用者である電力会社、供給区域外の電力会社、新規参入者にとつて託送料金が同一であること）が示されたことが認められる。しかし、平成11年報告書の内容からは、託送コストの公正回収原則が送電費用のみに基づいて託送料金を算定すべきことを明示するものであるとは認められない。原判決を引用して説示したとおり、平成11年報告書では、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティの確保や環境保全などの公益的課題が示され、託送供給制度の導入後にも全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担を公平に負うことが原則とする旨が記載されている。託送供給制度の下で需要家が公益的課題に必要な負担を負うとは、託送料金を通じて需要家が公益的課題に必要な費用を負担することを意味するものと理解される。平成11年報告書の

その公益的課題を実現する方法については、ネットワークを保有する電力会社（現在の一般送配電事業者）の給電指令によって担保されるとしており、託送料金で考慮すべきものとはしていない。法18条3項1号の「適正な原価」に「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を含ませることができるとする法解釈の根拠はなく、そのような解釈をすることは無理がある。

ウ 賠償負担金等が「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」に含まれないこと

（ア）賠償負担金について

賠償負担金は、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であつて、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたものとしてしているが、これは、福島第一原発事故の損害賠償金に充てられるものである。原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないと定めていることから、需要家に賠償負担を課することは認めていない。また、原子力事業者は、同法6条・7条により損害賠償措置として原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結等をしており、賠償措置額を超える場合は同法16条1項により政府が必要な援助をするのであるから、原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金の不足分はないことになる。

貫徹小委員会中間とりまとめでは、賠償負担金を小売料金のみで回収することした場合、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することになるとして、需要家間の格差を解消して公平性を確保するために、託送料金の仕組みを利用して賠償負担金を回収することが適当であるとされている。しかし、賠償負担金を託送料金に含めて回収する場合、過去に原子力発電による電力を使用してい

上記記載は、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係を前提に、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を託送料金に含めて回収することを提言する趣旨に解される。それは、当然に、上記費用を要する者による費用の回収と払渡しの要求及びそれへの承諾をも前提とする、と解される（費用を要するのが当該一般送配電事業者の場合を除く。以下、上記託送料金を通じた回収とその払渡しの仕組みを「託送料金の仕組みを利用した回収スキーム」という。）。

したがって、平成11年報告書が託送料金の原価を一般送配電事業を行うために必要な原価に限定することを求めているとはいえない。

イ 法18条3項1号の「適正な原価」に「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を含ませることができるか否かについて

控訴人は、平成11年報告書には、託送供給制度において「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を回収する旨の記載はなく、法の平成11年改正の際の国会審議においても、そのような議論はされていないなどとして、法18条3項1号の「適正な原価」に「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」を含ませることができるとする法解釈の根拠がないと主張する。

しかしながら、まず、原判決を引用して説示したとおり、法は、経済産業大臣が経済産業省令で法18条3項1号の「適正な原価」の具体的な算定方法を定めるに当たり、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、専門技術的かつ政策的な観点からの一定の裁量を認めているものと解される。

次に、上記アのとおり、平成11年報告書は、託送供給制度の導入後に「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」につき託送料金の仕組みを利用した回収スキームを提言したものと認められる。そして、原判決を引用して説示したとおり、国会審議においても、通商産業大臣や資源工

ネルギ一庁長官から、公益的課題との両立や公益的課題の達成に支障が生じないような制度設計を行うことや、公益的課題の代表例として電源開発促進税（電気供給の円滑化を図る等のために必要とされる税）電源開発促進税法1条参照）を押しなべて負担するという形を考えているなどの答弁がされ、託送供給制度の導入を内容とする法の平成11年改正が行われた。現に、同改正法の施行に伴って制定された接続供給約款料金算定規則4条1項において、接続供給約款料金の原価等を構成する営業費として電源開発促進税の額を算定する旨が定められたことも認められる（乙16）。このような法の改正経緯や立法過程における議論等に照らすと、法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、「電気的全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」につき託送料金の仕組みを利用した回収スキームを想定していたというべきであり、その後の法改正時の議論状況を踏まえても、その想定に変化が生じたとは認められない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

しかし、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。

また、原子力損害の賠償に関する法律は、3条において原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずると定め、4条において原子力事業者以外の者はその損害を賠償する責めに任じないとして、託送料金を通じて需要家から賠償負担金を回収することとは、同法3条において原子力事業者が責めを負う原子力損害の賠償のために備えるべきであった資金をどのように確保するかという問題であり、需要家に対して原子力損害の賠償の責めを負わせるものではない。



控訴審判決を受けての旗だし。控訴審判決に対する思いを言葉にしました（2025年2月26日）



福岡地方裁判所に訴状を提出後、裁判所前の公園で組合員・市民・弁護士によるアピール行動を行いました（2020年10月15日）



控訴審第4回期日閉廷後、福岡高等裁判所に「公正な判決を求め」署名を届けました（2024年6月5日）



控訴審判決後の報告集会。理不尽な判決に会場から承服できない無念や憤りの声が多く寄せられました（2025年2月26日）



第一審判決旗だし。精一杯の私たちの思いを伝えました（2023年3月22日）



託送料金を問う

～原発のない社会をめざして～

「託送料金認可取消請求訴訟」の第一審・控訴審・最高裁への上告までの経過 (2020年～2025年)

地裁へ提訴	2020年	10月	15日	福岡地裁へ提訴
第一審 ※福岡地方裁判所で審理	2021年	1月	13日	第1回期日
	2021年	4月	19日	第2回期日
	2021年	7月	5日	第3回期日
	2021年	9月	13日	第4回期日
	2021年	12月	13日	第5回期日
	2022年	3月	23日	第6回期日
	2022年	5月	16日	第7回期日
	2022年	8月	3日	第8回期日
	2022年	11月	14日	第9回期日
	2023年	3月	22日	一審判決
第二審 ※福岡高等裁判所で審理 ※高裁での審理は通常1～2回で判決が言い渡されるとのこと	2023年	5月	23日	控訴理由書提出
	2023年	9月	19日	第1回期日
	2023年	12月	14日	第2回期日
	2024年	3月	13日	第3回期日
	2024年	6月	5日	第4回期日
	2024年	8月	28日	第5回期日
	2024年	11月	27日	第6回期日
	2025年	2月	26日	控訴審判決
最高裁へ向けて	2025年	3月	10日	上告状提出
	2025年	3月	14日	「上告提起通知書」「上告受理申立通知書」受理 ※通知書受理後、50日以内に上告理由等を提出するとなっている
最高裁	2025年	5月	2日	「上告理由書」「上告受理申立理由書」を提出 ※その後、原判決取消になるのか、否か、判示される。その期間、約半年ほどと言われている

- 共生の時代第377号別冊…2017年7月1日発行
特別決議 託送料金を問う
国会の同意なしに、経済産業大臣の許・認可権に基づき、託送料金（電線使用料）に「福島原発事故の賠償金」や「廃炉費用」などを上乗せし、すべての消費者・国民からこれを強行的に徴収しようとすることは、民主主義の根本を損なう暴挙です
- 共生の時代「託送料金を問う
－原発のない社会をめざして」シリーズ
- (その1) 第390号号外：2018年4月23日発行
経済産業省は、2020年から新たに、原発事故の「賠償負担金」並びに原発施設の「廃炉円滑化負担金」を託送料金にさらに転嫁していこうと決めようとしています。私たちは経済産業省に『お問い合わせ』を発信しています
- (その2) 第398号号外：2018年9月24日発行
原発事故の「賠償負担金」並びに原発施設の「廃炉円滑化負担金」が託送料金にさらに転嫁されようとしていることに対して、経済産業省に届けた私たちの『お問い合わせ』への『回答』が届きました。受けて、重ねて『お問い合わせ』を発信しています
- (その3) 第408号号外：2019年5月13日発行
グリーンコープは、2019年3月の共同体理事会で検討し、グリーンコープでんきの電気料金（九州電力エリア分）を引き下げることにしました
- (その4) 第422号号外：2020年3月9日発行
原発事故の処理費用が、託送料金（電線使用料）に転嫁されようとしています。グリーンコープは臨時社員総会を開催し、国と電力会社を相手に訴訟を起こすことを可決しました
- (その5) 第432号号外：2020年10月26日発行
私たちは、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」が経済産業省令によって託送料金に上乗せされることの違法性を問うていきます
- (その6) 第434号本紙：2020年12月1日発行
「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を経済産業省令によって託送料金に上乗せすることは違法であることを、裁判で問うていきます
- (その7) 第439号号外：2021年3月15日発行
「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」の託送料金への上乗せの違法性を問う「託送料金変更認可取消」を求める裁判がはじまりました
- (その8) 第499号号外：2025年6月23日発行
託送料金訴訟は控訴審敗訴を受けて最高裁へ上告を行いました

託送料金訴訟に関する原告と被告の準備書面や証拠説明書、意見陳述書、報告集会発言録、上記「共生の時代」など、すべてをグリーンコープホームページ「託送料金を問う」に掲載しています。ぜひご覧ください。ご意見・ご質問もお寄せください。

「託送料金を問う」
<https://www.greencoop.or.jp/takuso-ryokin/>